

光市教育振興基本計画 (案)

平成 29 年 9 月
光市教育委員会

はじめに

[illegible]

平成 00 年〇月

光市教育委員会

教育長 ○○ ○○

目 次

第 1 章 計画の策定について

1 策定の背景と趣旨	1
2 位置付け	2
3 計画期間	2

第 2 章 基本的な考え方

1 教育理念と教育目標	3
2 基本目標と基本施策	4
3 「教育ブランドひかり」の創造	5

第 3 章 施策の展開

施策の体系	@@
1 「生きる力」を育む地域ぐるみの教育の推進	@@
・ 1-1 質の高い幼児期の教育・保育の推進	
・ 1-2 連携と協働で育む学校教育の推進	
・ 1-3 教育開発研究所における先導的調査研究の推進	
2 絆を育む つながりをとおした家庭教育支援の推進	@@
・ 2-1 地域ぐるみの子育て支援の推進	
・ 2-2 組織的な家庭教育支援の充実	
3 ゆたかな心と郷土愛を育む教育の推進	@@
・ 3-1 人権尊重の意識を高める人権教育の積極的な推進	
・ 3-2 学校・家庭・地域のつながりを基盤とした社会教育の推進	
・ 3-3 芸術・文化活動の振興と地域文化の保存・活用・継承	

- 4 生涯を通じて学ぶ意欲と健やかな心と体を育む環境づくりの推進 @@
 - ・ 4-1 学ぶ・活かす・つながる生涯学習社会の推進
 - ・ 4-2 市民の身近にある学びと憩いの拠点を目指した図書館機能の充実
 - ・ 4-3 生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しめる環境の充実
 - ・ 4-4 子どもたちの健やかな心と体を育む学校給食の充実

- 5 安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実 @@
 - ・ 5-1 安全・安心な教育環境の整備・充実
 - ・ 5-2 学習に集中できる質の高い教育環境の整備・充実

第4章 計画の推進に向けて

- 1 連携と協働による推進 @@
- 2 進行管理 @@

資料編

- 1 光市教育大綱 @@
- 2 光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱・委員名簿 @@
- 3 光市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱 @@
- 4 光市教育振興基本計画策定経過 @@

第1章 計画の策定について

1 策定の背景と趣旨

近年、急速に進む少子高齢化、情報通信技術の発達などに見られる高度情報化、さらには経済や社会のグローバル化などにより、人々の価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化など、社会情勢が大きく変化し、教育を取り巻く環境はますます複雑化しています。

こうした中、国においては、平成18年に教育基本法（以下「法」という。）が改正され、公共の精神、生命や自然の尊重、環境の保全、伝統文化の尊重などを教育の目標に掲げた新しい時代の教育の基本理念が示されました。これを受け、示された基本理念の実現に向けて法第17条第1項の規定に基づく教育振興基本計画が策定され、今日、教育改革を最重要課題のひとつとした取組を進めています。

加えて、平成29年3月に公示された新しい学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」を柱として、小学校の外国語の教科化、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等が示されました。また、今後のあるべき学校の姿として「チームとしての学校」の実現や「地域とともにある学校」への転換等が求められるなど、これからの学校教育は新たな段階を迎えます。

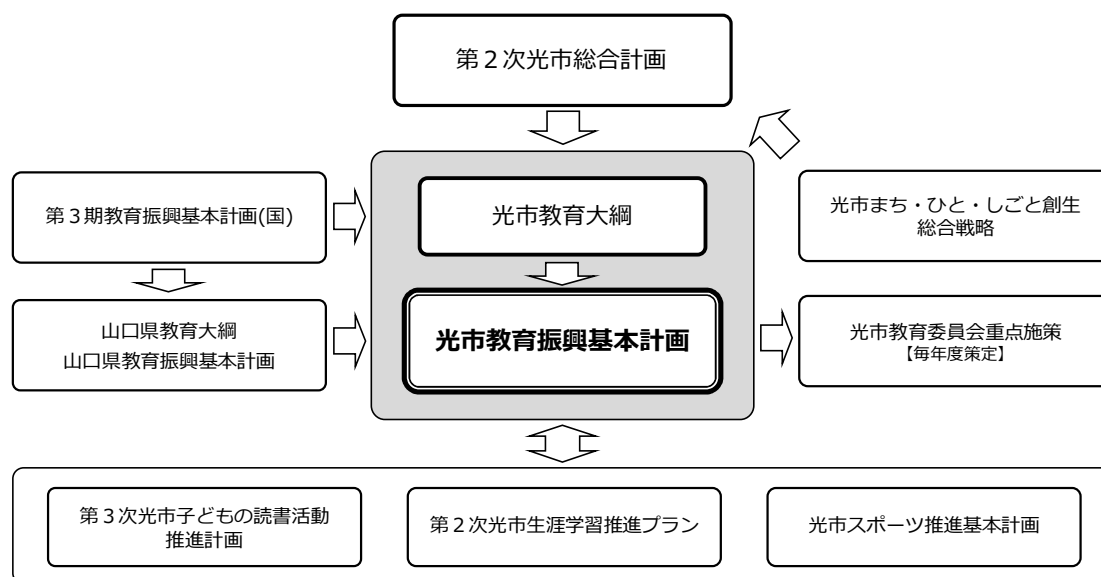
光市では、平成29年度から平成33年度までを計画期間とする第2次光市総合計画を平成28年度に策定し、まちづくりの20年後の将来像「ゆたかな社会 ～やさしさひろがる 幸せ実感都市 ひかり～」を展望した教育施策の推進など総合的かつ計画的なまちづくりを進めています。

また、時期を同じくして光市総合教育会議において、本市の教育の基本理念、教育目標、基本目標等、教育振興に関する施策の根本となる「光市教育大綱」を策定し、市長と教育委員会が一層の連携のもと、総合的に教育行政を推進しているところです。

この「光市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）は、「光市教育大綱」を踏まえ、中長期的な視点から本市の目指す教育の具体的な方向性を明らかにし、その実現に向けた教育施策を着実に推進していくための基本的な計画として策定するものです。

2 位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、山口県の教育振興基本計画を参考にしつつ、光市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けます。また、「光市教育大綱」を計画の中核とし、本市の最上位計画である第2次光市総合計画の教育分野に関する内容を、より具体化して整理したものです。



3 計画期間

本計画の期間は、平成30年度から第2次光市総合計画及び「光市教育大綱」の終期年度となる平成33年度までの4年間とします。

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
光市総合計画 後期基本計画				第2次光市総合計画					
		光市まち・ひと・しごと創生総合戦略							
			光市教育大綱						
				光市教育振興基本計画					

第2章 基本的な考え方

1 教育理念と教育目標

本計画は、「光市教育大綱」を具現化するために、その取組みを示すものです。

策定にあたっては、「光市教育大綱」で定めた教育理念、教育目標、教育行政推進上の柱とする5つの基本目標等を示した上で、その実現に向け重点的に取り組む施策の方向性や施策体系を明らかにし、具体的な施策や取組みを定めます。

■ 教育理念

連携と協働で育む 光の教育

本市では、幼保・小・中学校を見通した“縦の連携”と、学校、家庭、地域が一体となったコミュニティ・スクールを基盤とした“横の連携”を両輪として、その同時進行による連携・協働を重視した教育を展開しています。こうした中、さらなる連携・協働の視点に重点をおき、社会総掛かりによる本市の人づくりの実現に向け、教育理念を「連携と協働で育む 光の教育」として掲げ、教育の振興を図ります。

■ 教育目標

夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成

本市の未来を担う人づくりを進めるにあたり、教育理念を踏まえ、光市をこよなく愛し夢や希望に向かって一人ひとりがひかり輝き、心ゆたかにたくましく生き抜く人々の育成を目指し、教育目標を『夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成』として、総合的に教育施策を推進します。

「光っ子」のすがた

教育目標の実現にあたり、「光っ子」のすがたとして、成長段階に応じた次の3つの目標像を掲げ、生涯にわたって学び続ける本市の人づくりを進めます。

● 知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人とつながりながら社会を生き抜く人

今日の変化の激しい社会を自立的に生きるために必要な「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「知・徳・体」の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人と関わりながら社会の一員としての自覚を高め、たくましく生きる人

● ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点に立って夢に挑戦する人

ふるさと光市の文化・自然を愛し、多彩な芸術・文化活動をとおして、国際感覚豊かに幅広い視野で考え行動し、自らの夢の実現に向かって挑戦する人

● 生涯にわたり学ぶ意欲に満ち、スポーツに親しみ健やかで社会に貢献する人

生涯を通じて楽しく学び、自らを高めるとともに、心身ともに健康で生き生きと暮らし、学んだ知識や経験を主体的に地域などで活かしながら多様な人々をつなぐ人

2 基本目標と基本施策

教育理念及び教育目標を踏まえ、教育施策を実施するにあたり、5つの基本目標を教育行政推進上の柱として掲げるとともに基本目標ごとに次の基本施策を設定し、その実現を図ります。

基本目標 1

「生きる力」を育む地域ぐるみの教育の推進

基本施策：1-1 質の高い幼児期の教育・保育の推進

基本施策：1-2 連携と協働で育む学校教育の推進

基本施策：1-3 教育開発研究所における先導的調査研究の推進

基本目標 2

絆を育む つながりをとおした家庭教育支援の推進

基本施策：2-1 地域ぐるみの子育て支援の推進

基本施策：2-2 組織的な家庭教育支援の充実

基本目標 3

ゆたかな心と郷土愛を育む教育の推進

基本施策：3-1 人権尊重の意識を高める人権教育の積極的な推進

基本施策：3-2 学校・家庭・地域のつながりを基盤とした社会教育の推進

基本施策：3-3 芸術・文化活動の振興と地域文化の保存・活用・継承

基本目標 4

生涯を通じて学ぶ意欲と健やかな心と体を育む環境づくりの推進

基本施策：4-1 学ぶ・活かす・つながる生涯学習社会の推進

基本施策：4-2 市民の身近にある学びと憩いの拠点を目指した図書館機能の充実

基本施策：4-3 生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しめる環境の充実

基本施策：4-4 子どもたちの健やかな心と体を育む学校給食の充実

基本目標 5

安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

基本施策：5-1 安全・安心な教育環境の整備・充実

基本施策：5-2 学習に集中できる質の高い教育環境の整備・充実

3 「教育ブランドひかり」の創造

基本目標の実現に向けた諸施策を進めるにあたり、特に子どもたちの教育に焦点を当てて重点的に取り組む6つの教育戦略を「教育ブランドひかり」と名付け位置付けます。

本計画では、これらの戦略の方向性を明らかにするために、次の具体的な取り組みをととして、教育の光ブランドを創出し、重点戦略「教育ブランドひかり」の創造を図ります。

1

人と人とのつながりをととして ゆたかな心を育む教育の推進

学校、家庭、地域における様々な人と人とのつながりや多様な体験活動をととして、コミュニケーション力や人間関係調整力等の育成を図るとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができ、人を尊ぶ子どもを育てます。

- 子どもの心身の成長の過程に即し、学校の教育活動をととして人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。
- 道徳性を高めることを目標として、「特別の教科 道徳」の学習における「考え、議論する道徳」への質的転換を図るとともに、地域や学校間の連携による体験活動を充実させます。
- ふるさとを大切にする心の育成を目的として、子どもたちが信頼できる大人と多く関わりながら様々な経験を重ねるコミュニティ・スクールの取り組みを進めます。
- 地域の社会活動や集団の中での奉仕活動、野外活動、レクリエーション等に参加・協力し様々な体験活動をととして、協調性や思いやりなどの豊かな人間性、規範意識などの社会性を育む、中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブの活動を推進します。

2

学力向上を目指すチーム光による授業づくり「ラーニング光」の実践

コミュニティ・スクールや学校間・校種間連携を基盤としたチーム光による、主体的・協働的な学びを重視した新たな学習スタイル「ラーニング光」の開発・実践をととして、子どもたちが課題を発見し協働的に課題を解決する子ども主体の授業づくりの基盤を確立し、学力の向上を図ります。

- 学力向上推進リーダーや推進教員、小学校間の連携、小中学校の連携、地域の教育力の活用等の総合力を基盤としたチーム光による実践をととして、授業力の向上、組織的な取り組みの充実、学習規律の徹底を図り、子ども一人ひとりが「わかる授業」を目指します。
- 授業力の向上を図る授業展開「光スタンダード」による学習課題の共有、学習活動の活性化、振り返りの充実を重視した授業づくりを基本に、主体的・対話的で深い学びの視点に立ち、個々の課題や実態に応じて授業改善を重ねていく学習スタイル「ラーニング光」を推進します。

3

コミュニケーション能力の育成を目指す英語教育「イングリッシュプラン光」の実践

小・中学校の学びの連続性を活かした英語教育「イングリッシュプラン光」のカリキュラム開発・実践をとおして、グローバル化の進展に対応する英語学習を構築し、子どもたちが英語を積極的に使おうとする態度や英語を用いたコミュニケーション能力の育成を図ります。

- 研修会の充実による教職員の専門性の向上を図るとともに、小・中学校において学習過程の共有を図る授業モデル「English 4 Step」の活用やクラスルームイングリッシュをとおして、系統性のある英語教育を展開します。
- 子どもたちが英語に触れる機会や英語によるコミュニケーションの充実を図るため、小学校低学年からの外国語活動の導入、長期休業を活用した英語体験型ワークショップ「イングリッシュキャンプ光」を実施します。
- 外国でのホームステイによる生活体験をとおして、生活習慣・文化・語学等幅広い知識を身につけ、国際感覚の育成を図るため、「中学生等海外派遣事業」を実施します。
- 伊藤公生誕のまちとして、伊藤公が残した数々の功績の中の1つである、英語の重要性を継承するため、「伊藤公カップ英語スピーチコンテスト」を開催します。

4

光市の美しさ 魅力 未来の輝きに迫る「光市民学」の開発と活用

小・中学校の教科、領域を横断したカリキュラムとして、光を探究する学び「光市民学」の開発・活用をとおして、光市の未来を切り拓き、その素晴らしさを発信できる子どもの育成を図ります。

- 光市を知り、学ぶための教材の研究・開発を行います。
- 光市の人材・資源の積極的な活用をとおして、身近な地域を含む社会とのつながりを重視する総合的な学びを目指した小中一貫型のカリキュラムづくりを進めます。
- 学校における地域学習として、光市をテーマとした学習を進め、ふるさとを愛する心を育成します。
- 地域を知り、地域を語り、地域をより良くしようと実践ができる子どもの育成を図ります。

5

地域とともにある次世代型コミュニティ・スクールの推進

「15歳は地域の担い手」を合い言葉に、学校、家庭、地域が連携・協働し、社会総掛かりの教育の実現を図るため、学校が地域社会の中で役割を果たし、地域とともに発展していく活力ある学校づくりを推進します。

- 中学校区を単位とする、学校・家庭・地域の連携・協働の取組みを推進します。
- 各学校の学校運営協議会が学校課題の解決の場として活性化するように、運営の質の向上を図ります。
- 地域との望ましいコミュニケーションをとおして、子どもたちのふるさとを愛する心を育成します。
- 地域行事への児童生徒の主体的・積極的な参加を図ります。
- 保護者や地域住民の学校の教育活動への積極的な参加を図ります。

6

「学び」や「育ち」を支える小中一貫教育へのアプローチ

適正規模・適正配置や教育環境の充実、教育力の維持向上などの観点から、光市立小・中学校の将来の在り方について検討し、義務教育のさらなる質的向上を図る学校づくりを推進します。

- 小・中学校9年間を見通したカリキュラムを作成し、連続性・適時性のある教育活動を進めます。
- 中学校区を単位としたネットワークの中で、小・中学校が共通の教育目標（目指す子ども像）を共有し、子どもの「学び」と「育ち」を系統的かつ一体的に支援します。
- 平成29年度策定の「光市立学校の将来の在り方に係る基本構想」に基づき、全市立小・中学校において連携・協働を基盤とした小中一貫教育をスタートします。子どもたちは現在の小・中学校に在籍しながら、現状の施設を活用しつつ、中学校区を単位とした小中一貫型の小学校・中学校を開始します。

第3章 施策の展開

本計画では、「光市教育大綱」で定める本市教育の教育理念「連携と協働で育む 光の教育」をはじめ、教育目標『夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成』の実現に向け、5つの基本目標を掲げるとともに、こうした基本目標を具体的、計画的に推進していくため、基本目標ごとに14の基本施策を定めています。

第3章では、第2章で示した「基本的な考え方」に基づき、5つの基本目標に基づく14の基本施策の方向性を定めるとともに、各施策における現状や課題をはじめ、具体的な施策に関する主な取り組みや指標を数値等で示すなど、施策の実現に向けた内容や具体的な取り組みについて示します。

また、基本目標の実現に向けた横断的な取り組みとして、特に、ふるさと光市の将来を担う子どもたちに向けた教育を中心とした、本市ならではの教育戦略「教育ブランドひかり」の創造に向けた6つの取り組みを通して、教育の光ブランドの創出を目指すとともに、諸施策の展開を図ります。

事業 Pick Up

光市教育振興基本計画策定懇話会の開催

光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱に基づき、平成29年6月より計3回に渡って光市教育振興基本計画策定懇話会を開催し、委員より光市教育振興基本計画の策定に向けた意見や提言を頂きました。

懇話会では、本市教育の将来の在り方や地域ごとの実情や課題解決に向けた活発な意見交換が行われ、本計画は、「光市教育大綱」の中核を具体的、計画的に実施していく行動計画として策定されました。



施策の体系

「教育ブランドひかり」 の創造	「教育ブランドひかり」は、ふるさと光市の将来を担う子どもたちの教育を中心として、重点的に取り組む光市ならではの教育戦略をとおして、教育の光ブランドを創出するキーワードです。
	1 人と人のつながりをとおして ゆたかな心を育む教育の推進 2 学力向上を目指すチーム光による授業づくり「ラーニング光」の実践 3 コミュニケーション能力の育成を目指す英語教育「イングリッシュプラン光」の実践 4 光市の美しさ 魅力 未来の輝きに迫る「光市民学」の開発と活用 5 地域とともにある次世代型コミュニティ・スクールの推進 6 「学び」や「育ち」を支える小中一貫教育へのアプローチ

教育理念	教育目標	「光っ子」のすがた	基本目標	基本施策	具体的施策
連携と協働で育む 光の教育	夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成	● ● ● 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を身に付け、人とつながりながら社会を生き抜く人	1 「生きる力」を育む 地域ぐるみの 教育の推進	1-1 質の高い幼児期の 教育・保育の推進	① 子育て支援の総合的な推進
					② 幼児教育の充実
					③ 保育環境の充実
				1-2 連携と協働で育む 学校教育の推進	① 確かな学力を育む教育の推進
					② 豊かな心を育む教育の推進
					③ 健やかな体を育む教育の推進
					④ 特別支援教育の推進
					⑤ 連携・協働教育の充実と進化
					⑥ 国際性豊かな人づくり
					⑦ 高校・高等教育の推進
			⑧ 教職員の資質の向上		
			1-3 教育開発研究所における 先導的調査研究の推進	① 心の豊かな成長を育む学校運営の調査研究	
				② 光を探究する学びに関する調査研究	
				③ カリキュラム編成や指導方法の調査研究	
				④ 教育に関する情報の収集・発信・啓発	
2 絆を育むつながりと おした家庭教育 支援の推進	2-1 地域ぐるみの子育て支援の充実	① 子育て意識の醸成			
		② 子育て支援体制の充実			
		③ 子育て・子育て環境の質の向上			
		④ 食育子育ての推進			
	2-2 組織的な家庭教育支援の充実	① 家庭教育支援等の推進			
		② 学校・家庭・地域の連携による家庭教育支援			
3-1 人権尊重の意識を高める 人権教育の積極的な推進	① 学校における人権教育の推進				
	② 地域社会における人権教育の推進				

連携と協働で育む 光の教育	夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成	● ● ● 知・ふ・生 る・る・涯 さ・と・に と・に・わ の・誇・り 調・と・学 和・愛・ぶ が・着・意 と・を・欲 れ・も・に た・ち・満 「生・ち・ス き・る・ポ 力・」・ー を・身・ツ に・に・に 付・親 け・し 、・み 人・健 と・や つ・か な・で が・夢 り・に な・挑 ら・戦 る・す 人・る が・人 ら・に 社・会 会・を を・生 を・き 生・き 抜・く 人	3 ゆたかな心と 郷土愛を育む 環境づくりの推進	3-2 学校・家庭・地域のつながりを 基盤とした社会教育の推進	① 社会教育活動の支援
					② 光市民憲章の普及・啓発
					③ 青少年健全育成の推進
					④ 青少年関連施設の管理・運営
				3-3 芸術・文化活動の振興と 地域文化の保存・活用・継承	① 芸術・文化活動の振興と活性化
					② 地域文化の保存・活用・継承
					③ 伊藤博文公の遺徳継承と資料館の利用促進
					④ 文化施設の利用促進と環境整備
			4 生涯を通じて 学ぶ意欲と健やかな 心と体を育む 環境づくりの推進	4-1 学ぶ・活かす・つながる 生涯学習社会の推進	① 生涯学習の推進
					② 学習機会の提供、充実
					③ 学習成果の地域づくりへの活用
				4-2 市民の身近にある学びと 憩いの拠点を旨とした 図書館機能の充実	① 市民参画による図書館の運営
					② 図書館サービスの充実
					③ 子どもの読書活動の推進
					④ 自然豊かで親しみのある環境の整備
				4-3 生涯にわたってスポーツに 親しみ、楽しめる環境の充実	① スポーツに親しみ、楽しめる環境の充実
					② 生涯スポーツの推進
					③ 競技スポーツの推進
					④ スポーツ振興組織の充実と強化
					⑤ 体育施設の活用と充実
				4-4 子どもたちの健やかな心と 体を育む学校給食の充実	① 安全・安心な学校給食の提供
					② 栄養バランス・多様性に配慮した学校給食の提供
					③ 食育の推進
					④ 長期的な安定運営
			5 安全・安心で 質の高い教育環境の 整備・充実	5-1 安全・安心な教育環境の 整備・充実	① 安全・安心な学校施設等の整備
					② 児童生徒の安全・安心の確保
				5-2 学習に集中できる質の高い 教育環境の整備・充実	① 将来に向けた教育環境の整備
					② 快適な教育環境の整備・充実
					③ 就学の支援

1 「生きる力」を育む地域ぐるみの教育の推進

■ 現状と課題

21 世紀は、新しい知識や情報、技術が、政治や経済、文化をはじめ社会のあらゆる活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会、いわゆる「知識基盤社会」と言われています。また、グローバル化やインターネットの普及等に伴う高度情報化社会の進展など、子どもたちを取り巻く環境は急激に変化し、複雑化、多様化する教育課題に的確に対応していくことがますます重要になっています。

特に今を生きる子どもたちは、“ゆとり”や“詰め込み”だけではなく、基礎的、基本的な知識や技能に加え、思考力や判断力、表現力等を兼ね備えた「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健やかな体」の「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」の習得が、より一層求められています。

こうした子どもたちの「生きる力」を地域とともに育むため、幼児期の教育・保育においては、「光市子ども・子育て支援事業計画」に基づく総合的な子育て支援の展開とともに、「おっぱい都市宣言のまち」にふさわしい、やさしさあふれる独自の施策の実施など、質の高い幼児教育、保育の推進に努めてきました。

学校教育においては、15 歳までを見通した「学び」と「育ち」をつなぐ連携・協働による、幼保及び小中連携教育のさらなる深化・充実に向け、特に義務教育 9 年間のつながりを重視した、地域ぐるみの小中一貫教育への発展を目指す必要があります。

また、光市教育開発研究所では、平成 29 年 3 月に示された新学習指導要領の将来的な実施を見据え、知識の理解や確かな学力の育成をはじめ、道德教育の充実や体験活動の重視、外国語教育の充実等の視点を踏まえた総括的な研究や先導的な調査が重要になっています。

基本施策 1-1 質の高い幼児期の教育・保育の推進

■ 基本施策の方針

「おっぱい都市宣言」のまちとして、光市で子どもを生み育てたくなる、やさしさあふれる質の高い独自の子育て支援対策を展開します。また、平成 27 年 3 月に策定した「光市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、まち全体で子どもを育てる意識の醸成や温もりある地域との交流、子育て・子育て環境の質の向上を図るため、幼児教育と保育の一体的な提供をはじめ総合的な子育て支援の実施とともに、子どもの個性に応じた適切な教育や子どもや家庭の実情に即した各種保育サービスの充実など、質の高い幼児教育・保育を推進します。

さらには、幼稚園、保育所施設について、子どもたちが安全、快適に過ごすことができるよう、施設の耐震化の推進をはじめ、整備・充実に努めるとともに、幼小連携や需要等を勘案して公立幼稚園の再編を進めることにより、サービスの質的向上を目指します。

■ 具体的施策

1 子育て支援の総合的な推進

主な取組み	概 要	担 当
「おっばい都市宣言」に基づく子育て支援の展開	子育て世帯が希望にあふれ、全ての子どもたちが、父母や地域の愛情に包まれて育つまちの実現に向けて、「おっばいまつり」の開催など、学校や事業所、地域、行政が一体となった取組みを進めます。	子ども家庭課
光市子ども・子育て支援事業計画に基づく総合的な子育て支援の推進	子育て世帯のニーズや「おっばい都市宣言」の理念を踏まえ、総合的かつ計画的に施策を推進します。また、「光市就学相談員」による就学相談会を開催するなど、就学に不安のある保護者に寄り添った支援を実施します。	子ども家庭課 学校教育課

2 幼児教育の充実

主な取組み	概 要	担 当
幼稚園施設の整備・充実	子どもたちが、安全にのびのびと過ごすことができる環境づくりに努めるとともに、施設の再編によるサービスの質的向上を目指します。	子ども家庭課
幼児教育に関する研修会の実施	幼稚園・保育所・小学校の連携や職員の資質向上を図るため、各種研修等を通じた指導体制の充実を図るとともに、幼保小連携教育研修会を通じて、教職員同士が子どもを育てる方向性を共有し、「学び」と「育ち」をつなぐ具体的な連携を図ります。	子ども家庭課 学校教育課

3 保育環境の充実

主な取組み	概 要	担 当
各種保育事業の実施	障害児保育、一時預かり、延長保育、病児保育など、子どもや家庭の実情やニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。	子ども家庭課
保育所施設の整備・充実	子どもたちが、安全にのびのびと過ごすことができる環境づくりに努めます。	子ども家庭課
公立保育所の耐震化の推進	子どもたちの安全・安心を確保するため、計画的に耐震化を推進します。	子ども家庭課
保育士の確保対策の推進	良質な保育環境を目指し、保育士を確保しやすい環境づくりを進め、待機児童「ゼロ」の維持に努めます。	子ども家庭課

■ 主な指標

指 標	近 況	目 標 (H33)
公立保育所の耐震化率	※66.7% (平成 27 年度)	100.0%
保育所等における待機児童数	※0人 (平成 27 年度)	0人

事業 Pick Up

「おっぱい都市宣言」に基づく子育て支援の展開

～おっぱいまつり～

光市は、全国的にも例のない「おっぱい都市宣言のまち」です。「おっぱいまつり」とは、愛情豊かなふれあいの子育てをまち全体に広げるため、学校や地域、事業所、行政などが一体となった「親子がともに HAPPY になれるイベント」が一堂に会したおまつりです。

毎年、8月に開催され、平成29年度は、「みつめ だきしめ かたりあう～世界一の HUG タウンを目指して～」をテーマに、あいぱーく光で、平成29年8月6日（日）に、記念すべき第25回のおっぱいまつりが盛大に開催されました。

今年は、親子連れなど約3,000人が訪れ、パネルクイズ「おっぱい25」や赤ちゃんハイハイ競走などの多彩なイベントや、「おっぱい都市宣言のまち」イメージキャラクターの「きゅっとちゃん」とのふれあいを楽しみました。



基本施策 1-2 連携と協働で育む学校教育の推進

■ 基本施策の方針

15 歳までを見通した「学び」と「育ち」をつなぐ小中連携・協働教育から、義務教育 9 年間のつながりを重視した、地域ぐるみの小中一貫教育への発展を目指すため、「チーム光」による、学力向上を目指した授業づくりや新たな学習スタイル「ラーニング光」の開発・実践を行うなど、子ども主体の授業づくりを進めます。

また、児童生徒一人ひとりの個性と資質を伸ばすため、「スクールライフ支援員事業」をはじめ「光っ子教育サポート事業」や「特別支援教育推進事業」など、きめ細かな独自の支援を実施するとともに、地域の特性を活かしたコミュニティ・スクールから中学校区を単位とする「次世代型コミュニティ・スクール」への進化を目指すなど、学校と家庭、地域の連携と協働をより一層強固な基盤とする学校づくりを進めます。

さらには、国際性豊かな人づくりを進めるため、グローバル化に対応した外国語教育「イングリッシュプラン光」の推進をはじめ、中学生の海外派遣事業や民間との連携による英語スピーチコンテストを開催するなど、国際理解や異文化を体験できる学習機会を創出します。

高校・高等教育の推進では、県と連携して地域や生徒のニーズに対応できる学習環境の充実や特色ある学校づくりを支援するとともに、私立学校においては、自主性を尊重しつつ、教育環境の維持・向上を図るための支援を行います。

また、学生の就学機会を確保するため、奨学金をはじめ就学支援を継続して実施します。

■ 具体的施策

1 確かな学力を育む教育の推進

主な取組み	概 要	担 当
「チーム光」による学力向上を目指した授業づくり	学力向上推進リーダーや推進教員、小小及び小中連携、地域の教育力の活用等を基盤としたチーム光による実践を通して、授業力の向上、組織的な取組の充実、学習規律の徹底を図り、「わかる授業」を目指します。	学校教育課
新たな学習スタイル「ラーニング光」の開発・実践	授業力の向上を図る授業展開として「光スタンダード」を意識した授業作りを基本に、アクティブ・ラーニングの視点を踏まえ、授業改善を重ねる「ラーニング光」の確立を目指します。	学校教育課
グローバル化に対応した外国語教育「イングリッシュプラン光」の推進	研修会の充実による教職員の専門性の向上に向けた「小学校英語 START プロジェクト」の実施や、英語体験型ワークショップの実施等により、子どもたちのコミュニケーション能力の育成を図ります。	学校教育課

2 豊かな心を育む教育の推進

主な取組み	概 要	担 当
スクールライフ支援員による支援の拡大	支援員を学校や保護者の要望に応じて派遣し、学校復帰に向けて、不登校や集団不適応にある児童生徒への相談活動や適応指導、学習指導を実施します。	学校教育課
心療カウンセラーの派遣による支援の充実	不登校、いじめ、問題行動、就学等の様々な教育相談について、臨床心理士を派遣し、児童生徒、保護者の心身の健康を保持するためのカウンセリングや教職員の資質向上に向けた研修を実施します。	学校教育課
不登校未然防止への取組みの充実	不登校の兆候が現れた段階や休みはじめの段階で、社会福祉士の家庭や学校への派遣やケース会議への参加等を通して関係機関との調整を図り、不登校の未然防止・早期対応に向けた取組みを実施します。	学校教育課
いじめ等への総合的な対応の強化	家庭や地域、関係機関等と連携・協働し、いじめ根絶に向け、未然防止や早期発見、早期対応など、継続的な取組みを実施します。 また、ヤングテレホンひかりや専門家による教育相談を実施するなど、相談体制の整備、充実を図ります。	学校教育課 文化・社会教育課
未来のパパママ応援事業の実施	中学3年生を対象に、乳幼児とのふれあい体験を通して、生命の大切さや親への感謝の気持ち、子どもを生み育てることのすばらしさ等について啓発します。	子ども家庭課

事業 Pick Up

グローバル化に対応した外国語教育「イングリッシュプラン光」の推進

～小学校英語 START プロジェクト 60 分留学～

平成 32 年度からの新学習指導要領の完全実施に向けた取組みとして、外国語教育においては、小学校の中学年より「外国語活動」、高学年では「英語の教科化」の実施に向け、小学校教員の授業スキル、英会話力の向上が急務です。そこで、平成 28 年度より、毎月 1 回程度の模擬授業や英会話のレッスンを行う「60 分留学」をスタートしました。



3 健やかな体を育む教育の推進

主な取組み	概 要	担 当
学校保健の充実	児童生徒及び職員の健康保持、増進を図るため、学校医・学校歯科医・学校薬剤師と連携しつつ、健康管理及び適切な保健指導を行います。	学 校 教 育 課
学校における食育の推進	家庭や地域、関係機関と連携し、食に関する正しい知識と食品の選択能力等を身に付けるための指導を実施します。 また、日常生活において正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけるため、栄養教諭及び栄養職員による学校訪問指導を行います。	学 校 教 育 課 学校給食センター
学校給食における地産地消の推進	地域の産物への理解や感謝の気持ちを育むなどの食育の推進を図るため、地場産食材の積極的な使用に努めます。	学校給食センター
よい歯のコンクールの実施	生涯を通して歯科保健に対する意識を高め、歯の衛生に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、歯牙及び口腔内の健康な児童生徒を選抜、表彰するため、光市、光市教育委員会、光市歯科医師会の主催により開催します。	学 校 教 育 課 健康増進課
喫煙防止の啓発	小中及び高等学校の児童生徒を対象に、たばこに関する正しい知識の普及啓発を行います。	健康増進課
出前健康講座の実施	児童生徒や保護者を対象に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士による健康に関する講話等を行います。	健康増進課

4 特別支援教育の推進

主な取組み	概 要	担 当
一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導及び支援の充実	合理的配慮の提供や基礎的環境の整備、全校体制による支援の充実を図り、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ「インクルーシブ教育」に関する仕組みの構築を目指します。	学校教育課
光っ子サポーターによる支援の充実	特別な配慮を要する児童生徒が在籍する学級に補助教員を配置し、学級集団の中で生活習慣・学習習慣を確かに身に付けることができるよう、きめ細かな指導体制を充実するとともに、学級の安定化を図ります。	学校教育課
専門性を活かした相談、支援体制の整備	児童生徒の心身の健康の保持及び保護者の養育に関する不安を軽減するため、就学相談会や教育支援委員会等を実施するとともに、早期支援・継続的支援に努めます。	学校教育課

5 連携・協働教育の充実と進化

主な取組み	概 要	担 当
連携教育から一貫教育への深化・充実	9年間を見通した教育目標と15歳段階で目指す子ども像を設定及び共有し、幼保・小・中学校における学校間・校種間連携を密にした具体的な取組みを進めるなど、子どもの「学び」と「育ち」をつなぐ教育を展開します。	学校教育課
次世代型コミュニティ・スクールの進化	中学校区における各学校運営協議会や地域の各種団体のネットワークの強化を図り、目指す子ども像を共有した取組みを進め、社会総掛かりで子どもたちの学びや育ちを支援する「地域とともにある学校づくり」を推進します。 また、学校、家庭、地域、企業等が連携したキャリア教育を推進し、主体的に自ら未来を切り拓き、郷土に誇りと愛着をもち、地域に貢献する子どもたちを育てます。	学校教育課

6 国際性豊かな人づくり

主な取組み	概 要	担 当
海外派遣事業	夏休みの期間を活用して、中学生を海外へ派遣し、語学研修やホームステイを通して、国際コミュニケーション能力や国際感覚、責任感等を身につけるとともに、国際社会に貢献できる人材の育成を目指します。 また、教育フォーラムなど様々な機会を通じて、海外派遣の成果を報告するとともに、異文化に関する情報の共有や国際理解の促進を図ります。	教育総務課
グローバル化に対応した外国語教育「イングリッシュプラン光」の推進（再掲）	研修会の充実による教職員の専門性の向上に向けた「小学校英語 START プロジェクト」の実施や、英語体験型ワークショップの実施等により、子どもたちのコミュニケーション能力の育成を図ります。	学校教育課
伊藤公カップ英語スピーチコンテストの実施	伊藤公が残した功績の中の一つである、英語の活用や英語による表現の重要性を子どもたちに継承するとともに、英語による表現力やコミュニケーション能力の向上を図ります。	文化・社会教育課

7 高校・高等教育の推進

主な取組み	概 要	担 当
私学振興への支援	私立学校の経営の健全性を高め、在校生の修学上の経済的な負担軽減を図るとともに、自主性を尊重しつつ、建学の精神を生かした特色ある学校づくりを支援するため、「光市学校法人の助成に関する条例」に基づき、私立学校教育に必要な支援を行います。	教育総務課
奨学金等による就学支援	向学心に富み、有能な資質を有するにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な生徒に、学資の貸付を行います。	学校教育課 教育総務課

8 教職員の資質の向上

主な取組み	概 要	担 当
各種研修、職場体験等による研修機会の充実	学校改革の推進及び教育活動の充実改善を図るため、異業種の職場における体験研修や多様な研修の機会を提供するとともに、教職員の資質向上に努めます。	教育開発研究所 学校教育課

■ 主な指標

指 標	近 況	目 標 (H33)
自分にはよいところがある	小 81.4% 中 77.1% 平成 28 年度「全国学力・学習状況調査」結果	90.0%
将来に夢や目標を持っている子どもの割合	小 88.9% 中 74.8% 平成 28 年度「全国学力・学習状況調査」結果	90.0%
全国学力・学習状況調査平均正答率	小 国語 A 72.4% 国語 B 58.4% 算数 A 77.1% 算数 B 46.2% 中 国語 A 77.2% 国語 B 70.9% 算数 A 65.5% 算数 B 47.4% 平成 28 年度「全国学力・学習状況調査」結果	小中学校の全区分で全国平均を上回ること
全国体力・運動能力、習慣等調査における体力合計点の平均点	小 5 男子 53.2% 小 5 女子 56.1% 中 2 男子 42.3% 中 2 女子 51.3% 平成 28 年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果	小 5 男子 54.0% 小 5 女子 57.0% 中 2 男子 43.0% 中 2 女子 52.0% +1.0 ポイントを目標値として設定
不登校児童生徒の割合	※0.76% (平成 27 年度)	0.60%

基本施策 1-3 教育開発研究所における先導的調査研究の推進

■ 基本施策の方針

平成 29 年 3 月に公示された新学習指導要領に基づく教育課程については、平成 32 年度より小学校、平成 33 年度より中学校で完全実施されることを見据え、光市教育開発研究所では、将来的な教育振興に伴う総括的な研究や先導的な調査研究を実施していきます。

心の豊かな成長を育む学校運営の調査研究においては、「道德の時間」を「特別の教科 道德」として、小学校で平成 30 年度、中学校では平成 31 年度より実施することを踏まえ、「考え、議論する」道德科へのスムーズな質的変換と指導方法の改善を図ります。

また、光を探究する学びに関する調査研究では、ふるさと光市をこよなく愛し、その素晴らしさを発信できる子どもの育成を図るため、小中学校の教科、領域を横断したカリキュラムとして、光を探究する学び「光市民学」の開発・活用を図ります。

さらには、カリキュラム編成や指導方法の調査研究として、小学校での「外国語活動」や小中学校での外国語（英語）教育の実施に向け、小中連携、一貫教育を基盤とした外国語教育等の調査研究を進めます。

■ 具体的施策

1 心の豊かな成長を育む学校運営の調査研究

主な取組み	概 要	担 当
学校運営部会による「特別の教科 道德」に係る研究・推進	「特別の教科 道德」の趣旨を踏まえ、「考え、議論する」道德の時間の指導方法の工夫・改善と評価の在り方について調査研究を行います。	教育開発研究所 学校教育課

2 光を探究する学びに関する調査研究

主な取組み	概 要	担 当
教育課程部会による「光市民学」の教材開発と実践	ふるさとを愛する心の育成を目指すとともに、光市を知り、学ぶための教材の研究・開発を行います。また、光市の人材、資源を積極的に活用するなど、社会に開かれた教育課程づくりを進めます。	教育開発研究所 学校教育課

3 カリキュラム編成や指導方法の調査研究

主な取組み	概 要	担 当
教育実践部会による小中連携・一貫を基盤とした外国語教育等の研究・推進	小・中学校のつながりを見通した連携体制のもと、外国語教育における教材開発や指導方法の工夫・改善等につなげる調査研究を行い、授業づくりに生かしていきます。	教育開発研究所 学校教育課

4 教育に関する情報の収集・発信・啓発

主な取組み	概 要	担 当
各種教育広報紙、研究紀要等の発行と教育フォーラムの開催	教育に関する情報収集及び発信の充実を図るため、広報紙「光市の教育」や機関紙「共創」、研究紀要及び研究論文集を発刊するとともに、教育の現状や課題を共有するため、「教育フォーラム」を開催します。	教育開発研究所

■ 主な指標

指 標	近 況	目 標 (H33)
調査研究テーマの数	3 テーマ (平成 29 年度)	3 テーマ以上
各種教育広報紙、研究紀要等の発行部数	※6 回 (平成 27 年度)	6 回
教育フォーラムへの参加人数	※750 名 (平成 27 年度)	800 名以上

事業 Pick Up

～教育フォーラム in 光の開催～

「夢と希望にあふれ 未来へ輝く光っ子」を育むため、市民と共に考え、語り合う場として、毎年8月に教育フォーラム in 光を開催しています。

平成 29 年 8 月 23 日（水）には、幼保小・小中連携をはじめ、校種間・学校間連携をキーワードに開催し、学習発表や海外派遣体験発表、教育講演、児童生徒の作品提示等が行われ、当日は 750 名近くの参加者が集い、教育のあり方について皆さんと共に考える 1 日となりました。



2 絆を育むつながりをととした家庭教育支援の推進

■ 現状と課題

近年の少子化や核家族化、共働き世帯の増加をはじめ、人口減少に伴う地域とのつながりの希薄化や家庭における養育力の低下など、子育てをめぐる環境が大きく変化するなか、「おっばい都市宣言」のまちとして、「光市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、質の高い子育て支援策を展開しています。

本市では、子育て世代包括支援センターの機能に加え、多様化する子育てに的確に対応するため、家庭児童相談機能も兼ね備えた総合相談対応窓口として、平成 27 年 4 月に開設した「子ども相談センター きゅっと」を中心に、子ども・子育てに関する総合相談支援体制の充実を目指しています。

また、地域との連携、絆を重視した「ひかり子育て見守りネットワーク」の構築や家庭における養育支援の推進など、地域養育力の向上に努めるとともに、就労と子育てを両立できる子育てにやさしい環境づくりを推進するため、「放課後児童クラブ（サンホーム）」の適切な管理・運営等を実施しています。

さらには、子育ての悩みや不安を抱える家庭の増加や保護者の孤立など、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、家庭教育は全ての教育の出発点であるとの認識のもと、地域や学校をはじめとする豊富なつながりにおいて、全ての保護者が安心して家庭教育を実施できる環境づくりや支援の充実が求められています。

基本施策 2-1 地域ぐるみの子育て支援の充実

■ 基本施策の方針

「おっばい都市宣言」の理念を踏まえ、地域ぐるみの子育て意識の醸成を図るとともに、子どもの健やかな成長と子育て家庭を地域ぐるみで支え、応援するとともに、男女を問わず就労と子育てを両立できる環境づくりを進めるため、家庭・地域・事業所（職場）・学校・行政など、まちぐるみで子育て環境を見守る支援の「わ」を広げます。

また、「子ども相談センター きゅっと」を中心に、子育て家庭の負担軽減に向けたアプローチを展開するとともに、就労家庭の児童に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブ（サンホーム）の適切な管理・運営をはじめ、放課後子ども教室の実施により、放課後や週末の子どもの安全・安心な居場所づくりや地域住民との交流を推進します。

さらには、乳幼児医療費及び子ども医療費助成制度について、高校生までの入院医療費の助成に加え、平成 29 年 8 月より医療費助成を中学 3 年生まで拡充するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

■ 具体的施策

1 子育て意識の醸成

主な取組み	概 要	担 当
おっぱい都市基本構想の推進	「みつめ だきしめ かたりあう」の基本理念のもと、社会全体で子育てを応援し、子どものみならず、すべての人が心豊かに育つ「おっぱい育児」を推進します。	子ども家庭課
おっぱいまつりの開催やおっぱい冊子等による子育て意識の醸成	「おっぱい都市宣言」の理念を踏まえ、おっぱいまつりの開催や「おっぱい冊子」の配布を通して、豊かな心を持って子育てをする「おっぱい育児」を推進し、子育ての「わ」を地域に広げます。	子ども家庭課 健康増進課

2 子育て支援体制の充実

主な取組み	概 要	担 当
光市子ども・子育て支援事業計画に基づく総合的な子育て支援の推進（再掲）	子育て世帯のニーズや「おっぱい都市宣言」の理念を踏まえ、子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進します。また、「光市就学相談員」による就学相談会を開催するなど、就学に不安のある保護者に寄り添った支援を実施します。	子ども家庭課 学校教育課
子ども・子育て総合相談体制の充実	妊娠前から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応し、総合的な相談支援をワンストップで提供する子育て世代包括支援センターの機能に、児童虐待等にも対応する家庭児童相談機能も備えた総合相談対応窓口である「子ども相談センターきゅっと」を中心に、教育部門や母子保健部門等の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。	子ども家庭課
子育てに関する情報提供の充実	子育て情報誌やホームページ等を通じた子育て支援サービスの周知を図るとともに、子育ての安心感を醸成します。	子ども家庭課
地域における子育て見守りネットワークの構築	児童虐待の未然防止や早期発見をはじめ地域養育力の向上を目指し、子育てサポーターや子育て支援コーディネーターの育成など、行政・地域・学校・家庭が一体となった子育て見守りネットワークを構築します。	子ども家庭課
ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の援助を受けたい人と、行いたい人が会員になって、地域で子育てを助け合う相互援助活動を推進します。	子ども家庭課

3 子育て・子育て環境の質の向上

主な取組み	概 要	担 当
放課後児童クラブ (サンホーム)の管 理・運営	放課後及び土曜日、長期休業中に保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に対して、適切な生活と遊びの場を提供し、子育てと仕事の両立を支援するとともに、児童の健全育成を図ります。	文化・社会教育課
放課後子ども教室 の充実	地域との連携により、放課後等にコミュニティセンターや小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を推進します。	文化・社会教育課
子育てサークル等 の育成と支援	母親教室等により、子育てサークルの育成を行うとともに、活動の活性化に向けた各種支援を展開、さらには、サークル間の交流を促進します。	子ども家庭課
乳幼児医療費・子ども医療費助成制度 の充実	子ども医療分野におけるセーフティネットを構築し、子育て家庭の経済的な負担軽減を図ります。	子ども家庭課
ひとり親家庭への支援	経済的、精神的に不安定になりがちなひとり親家庭が不安を感じることなく子育てや就労ができるよう、環境整備や相談体制の充実に努めます。	子ども家庭課

4 食育子育ての推進

主な取組み	概 要	担 当
食育子育て支援事業 の実施	「食」を通して生涯にわたり健全な心と身体と培い、豊かな人間性を育むことができるまちづくりを目指し、就学前までの児童を主に食育を通じた子育て支援を推進します。	子ども家庭課

■ 主な指標

指 標	近 況	目 標 (H33)
子育てに関する講座・イベント等への参加者数	※11,279 人 (平成 27 年度)	12,000 人
地域の子育て支援拠点年間利用者数	※13,763 人 (平成 27 年度)	14,500 人
ひかり子育て見守りネットワーク市民サポーター数	※269 人 (平成 27 年度)	400 人
放課後児童クラブ(サンホーム)における待機児童数	※0 人 (平成 27 年度)	0 人
放課後子ども教室実施回数	※120 回 (平成 27 年度)	130 回

事業 Pick Up

子ども・子育て総合相談体制の充実

～子ども相談センター「きゅっと」～

子ども相談センター「きゅっと」は、「子育て支援の充実した住みよいまち」の実現を目指すとともに、多様化する子育ての悩みや課題にワンストップで総合的に対応、支援するため、平成 27 年 4 月 1 日付で、あいぱーく光に開設しました。

子ども相談センターには、母子保健コーディネーターや家庭児童相談員をはじめ、利用者支援専門員、母子・父子自立支援員などの相談員を配置し、妊娠前から子育て期の相談や児童虐待等への対応、さらには子育てに関する様々な情報を提供するなど、総合的な子育て支援を実施しています。



基本施策 2-2 組織的な家庭教育支援の充実

■ 基本施策の方針

子育てに悩みや不安を抱える家庭や保護者が増えるなか、様々な手法や媒体等を活用して情報提供を行うとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、互いに連携・協力し、地域人材を活用した家庭教育支援の体制を構築するなど、地域全体で子どもの育ちと学びを見守り、支え、安心して家庭教育ができる環境づくりを推進します。

また、成長過程に即した子育て講座の開催や親子を対象とした各種体験活動、交流活動を実施するなど、学習機会の充実や親子のふれあいを促進します。

■ 具体的施策

1 家庭教育支援等の推進

主な取組み	概 要	担 当
家庭教育に関する意識啓発及び情報提供	子育てのあり方や保護者の役割を再確認するため、保護者向けリーフレット等の活用により、家庭教育に関する意識啓発に努めます。	文化・社会教育課
子育て講座の実施	就学時健診や入学説明会など、保護者が集まりやすい機会を利用し、地域と連携・協力した子育て講座を開催し、家庭教育支援を行います。	文化・社会教育課
各種体験活動、交流活動の機会の充実	親子を対象とした様々な体験活動や交流活動の機会の充実とともに、親子のふれあいや仲間づくりを支援します。	文化・社会教育課

2 学校・家庭・地域の連携による家庭教育支援

主な取組み	概 要	担 当
地域人材の育成	子育てに関する相談や現代的な課題にも対応できる家庭教育アドバイザーを養成する講座等の受講により、地域人材を育成し、家庭教育支援の充実を図ります。	文化・社会教育課
地域人材を活用した家庭教育支援チームの形成と運営	学校・家庭・地域が連携し、身近な地域において家庭教育支援チームを設置し、全ての保護者が安心して家庭教育を行えるように講座やサロン等を実施します。	文化・社会教育課 学校教育課

■ 主な指標

指 標	近 況	目 標 (H33)
子育て講座の実施回数	※11 回 (平成 27 年度)	13 回以上
家庭教育支援チームの設置	※0 チーム (平成 27 年度)	1 チーム以上

事業 Pick Up

家庭教育支援等の推進

～子育て講座の開催～

子育て講座は、新入学児童健康診断や参観日など、多くの保護者が集まる機会を活用して、家庭の養育力の向上を図ることを目的に開催しています。

講座では、基本的な生活習慣や社会的マナーに関する講演をはじめ、親子のふれあいや関わりに関する様々なテーマとともに、保護者が家庭教育の重要性について学習する機会を提供しています。



3 ゆたかな心と郷土愛を育む環境づくりの推進

■ 現状と課題

子どもを取り巻く社会環境が大きく変化するなか、本市では、次代を担う人材として、ふるさと光市と生まれ育った地域をこよなく愛し、地域の担い手となるべく、夢と希望と誇りを持って、明るい未来を切り拓く「光っ子」の育成が重要な課題のひとつです。

こうした中、「地域の子どもは地域で育てる」といった考え方のもと、学校、家庭、地域の連携を通じた青少年の健全育成や様々な奉仕・体験活動を通じた地域健全育成活動を推進するとともに、いじめや不登校に対する相談体制の充実に努めるなど、心身ともにたくましい子どもの育成が求められています。

また、豊かな人間性を育むとともに、日頃の暮らしにゆとりや潤いを与えてくれる芸術や文化活動では、芸術・文化、伝統芸能に加え、文化財や歴史的資源を適切に保存、活用、継承していくことは、郷土愛を育み、新たな文化を生み出すきっかけにもつながります。こうした芸術や文化に市民が気軽に触れ合える機会を創出するため、市民ホールや文化センターなどにおいて、優れた芸術や文化に触れ、親しめる環境の整備に努めるとともに、市民の自主的な芸術・文化活動を積極的に支援しています。

さらには、基本的人権の尊重という普遍的視点に立ち、生涯にわたり人権が尊重され、自由で平等な生活ができる人権尊重社会の実現を目指すため、「光市人権施策推進指針」に基づく「いのち（生命）」「じゅう（自由）」「びょうどう（平等）」の理念のもと、学校、家庭、地域が一体となった人権教育・啓発活動を実施するとともに、学校現場での教育活動を通じて、ゆたかな心を育む教育の組織的、継続的な実施が求められています。

基本施策 3-1 人権尊重の意識を高める人権教育の積極的な推進

■ 基本施策の方針

市民一人ひとりが、かけがえのない尊い生命の主体者であるという認識のもと、生涯にわたって人権が尊重され、自由で平等な生活ができる地域社会を実現するため、「光市人権施策推進指針」の理念を踏まえ、人権施策に関する総合的、効果的な取組みを通じて、市民の人権尊重への意識を高めるとともに、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場を通じて、正しい知識や理解を深めるための人権教育を推進します。

また、児童生徒の成長に即し、人権尊重の視点に立った指導の充実に努めるとともに、一人ひとりの人格を高め、他人を尊重した人間関係を構築できるよう家庭や地域と連携した環境づくりや人権課題に対する正しい認識と指導力を備えた指導者の育成と資質向上に努めます。

さらには、関係機関との連携により、各種講演会や研修会を開催するなど、地域における学習機会の充実に組織的、継続的に実施します。

■ 具体的施策

1 学校における人権教育の推進

主な取組み	概 要	担 当
組織的、計画的な推進体制の確立	校内推進組織を設置し、人権教育担当者を中心に、組織的に全体計画や年間指導計画、研修計画の立案等を行い、効果的な取組みとなるよう、家庭や地域と連携し、様々な活動の実施を推進します。	人権教育課 学校教育課
人権尊重の視点に立った指導の充実	互いを尊重した人間関係や人権を尊重した学習環境の整備に努めるとともに、児童生徒一人ひとりの特性を踏まえ、自己存在感や自己決定、共感的人間関係を大切にした教育活動の実践を図ります。	人権教育課 学校教育課
研修機会の充実等	人権に関する相談に適切に助言できるよう、光市学校人権教育研究指定校を中心に、学校における人権教育の充実に向けた調査、研究を行います。 また、人権尊重の意義や理念を理解し、課題を正しく認識できるよう、児童生徒の実態や教職員のニーズ、地域の課題等を踏まえ、計画的に研修会を実施します。	人権教育課 学校教育課

2 地域社会における人権教育の推進

主な取組み	概 要	担 当
支援・推進体制の整備・充実	人権教育推進協議会において活動状況、人権尊重に関する地域社会の課題及び住民の興味・関心を把握し、相互の連携を深め、講演会及び研修会への自主的な参加が得られるように努めます。	人権教育課
指導者の育成と資質の向上	光市人権教育指導者研究会員が所属する様々な組織との連携を密にし、講演会等への自主的な参加や人権に関わる認識を深めるとともに、講座などの運営に必要なスキルを身に付けた指導者の養成を図ります。	人権教育課
学習機会の充実と交流活動の支援	多様な学習機会や学習資料等の充実を図るなど条件整備に努め、特に、事業所等で人権に係わる研修が行われるよう支援し、企業人権講座の充実に努めます。	人権教育課
人権教育・啓発等の充実	様々な人権問題の啓発とあわせ、総合的な人権啓発活動を計画的に推進します。また、市民の人権意識の高揚を図るための講演会及び研修会を実施します。	人権教育課
教育集会所の適正な管理	学習活動、交流活動を行う教育集会所施設の計画的な補修を行い、施設の安全管理を図ります。	人権教育課

■ 主な指標

指 標	近 況	目 標 (H33)
人権教育・啓発事業 参加者数	※2,500 人 (平成 27 年度)	2,800 人以上

事業 Pick Up

青少年活動の促進

～中学生リーダー養成講座及びクリーン光大作戦～

中学生リーダー養成講座では、地域社会の様々な行事や活動に参加し、野外活動やレクリエーション等、集団の中での体験活動を通じて、他校生徒との親睦を深め、友情を育み、地域社会との関わりを深めて自己の向上を図ることを目的に実施しています。

クリーン光大作戦は、青少年の地域貢献活動の推進及び自然敬愛の美化活動の向上を目的に、昭和 48 年以来の長い歴史と伝統があり、平成 29 年度の開催で 44 回目を迎えました。平成 29 年 7 月 9 日（日）の当日は 15,000 人を超える参加があり、児童生徒の自主的な参加もありました。市民の皆さんのご協力により、光市はますます美しいふるさとになっています。



基本施策 3-2 学校・家庭・地域のつながりを基盤とした社会教育の推進

■ 基本施策の方針

少子化や核家族化の進展等を背景に、青少年を取り巻く環境の変化に対応するため、学校、家庭、地域が連携、協力し、社会全体で次世代を担う青少年の健全育成に向けた機運の醸成に努めます。

なかでも、青少年の地域貢献活動の推進及び自然敬愛の美化活動の向上を目的とした、地域や家庭におけるふれあいの奉仕活動である「クリーン光大作戦」の継続的な実施や、日々の地域健全育成活動である「あいさつ運動」を実施するなど、地域における様々な奉仕・体験活動を通じて、青少年の健全育成を推進します。

また、豊かな自然に恵まれた、周防の森ロッジを活用し野外活動や幅広い学習講座を通じ、人や自然とのふれあいにより、青少年の健全育成を図ります。

さらには、子ども会などの社会教育関係団体の育成とともに、様々な講習会や研修会等の開催により、青少年活動に携わる指導者やリーダーの育成・確保に努めます。

■ 具体的施策

1 社会教育活動の支援

主な取組み	概 要	担 当
社会教育関係団体の育成・支援	社会教育関係団体の活動の充実発展のため、団体の目的に応じて行われる教育活動に関する情報提供を行うとともに、助言や支援を通じて社会教育関係団体の活性化に努めます。	文化・社会教育課

2 光市民憲章の普及・啓発

主な取組み	概 要	担 当
会議等における光市民憲章の唱和	光市民憲章の唱和を通じて、まちづくりに対する市民意識の高揚を図るとともに、普及・啓発活動に努めます。	文化・社会教育課
光市民憲章実践指定校の活動支援	次代を担う児童生徒の育成のため、学校教育において憲章精神の浸透の一層の深化・徹底を図ることによって、市民憲章運動実践の確固たる定着化を期待し、毎年市立小・中学校2校を支援します。	文化・社会教育課

3 青少年健全育成の推進

主な取組み	概 要	担 当
放課後児童クラブ (サンホーム)の管理・運営(再掲)	放課後及び土曜日、長期休業中に保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に対して、適切な生活と遊びの場を提供し、子育てと仕事の両立を支援するとともに、児童の健全育成を図ります。	文化・社会教育課
放課後子ども教室の充実(再掲)	地域との連携により、放課後等にコミュニティセンターや小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を推進します。	文化・社会教育課
地域健全育成活動の推進	青少年健全育成市民会議等の社会教育関係団体をはじめ、学校・家庭・地域の強い連携のもと、青少年を取り巻く環境浄化活動の展開及び非行防止のための巡回活動を行います。	文化・社会教育課
家庭・地域における対話の促進	「家庭の日＝ふれあいの日運動」や「あいさつ運動」の推進等により、家族の絆を深めるとともに、青少年と地域との触れ合いを促進し、「地域の子どもは地域で育てる」という機運の醸成を図ります。	文化・社会教育課
青少年活動の促進	中学生リーダー養成講座等による講習会や研修会の開催により、青少年活動の指導者やリーダーの育成・確保に努めます。また、クリーン光大作戦を実施し、青少年の地域貢献活動を促進します。	文化・社会教育課
地域学校協働活動の推進	各中学校区に統括コーディネーターを配置し、学校・家庭・地域が連携、協働し、子どもたちの学びや育ちを地域ぐるみで見守り、支援します。	文化・社会教育課
相談体制の整備	ヤングテレホンひかりや専門家による教育相談の実施により、様々な悩みを抱える子どもや保護者等に対応するための相談体制の整備と機能充実に努めます。	文化・社会教育課

4 青少年関連施設の管理・運営

主な取組み	概 要	担 当
周防の森ロッジの管理・運営	社会教育関係団体等と協働し、安全安心に施設を利用できるように野外活動エリアや施設、備品を適正に維持管理をします。	文化・社会教育課
各種体験学習の実施	自然体験教室の実施等により、自然環境の中で、自然との触れ合いを通じて豊かな感性とたくましい体を育み、青少年の健全育成を図ります。	文化・社会教育課

■ 主な指標

指 標	近 況	目 標 (H33)
青少年健全育成活動に参加している人の割合	53.7% 平成 28 年度「まちづくり市民アンケート」結果	60.0%
中学生リーダー養成講座会員の講座への参加率	※19.7% (平成 27 年度)	35.0%
クリーン光大作戦への青少年の参加率	※50.9% (平成 27 年度)	66.0%
周防の森ロッジの利用者数	※13,488 人 (平成 27 年度)	15,000 人

事業 Pick Up

各種体験活動、交流活動の機会の充実

～周防の森ロッジを活用した体験活動～

周防の森ロッジでは、豊かな自然に恵まれ、キャンプ研修等の野外活動を通じて、人とのふれあいや自然とふれあうことにより、豊かな感性を身につけ、たくましい青少年の育成を図ることを目的に、夏季には島田川での子どもカヌー教室をはじめ、冬季には親子野鳥観察教室など、各種教室の開設や教育キャンプ、通学合宿等様々な事業を行っています。



基本施策 3-3 芸術・文化活動の振興と地域文化の保存・活用・継承

■ 基本施策の方針

日々の暮らしにゆとりや心の豊かさを実感できる芸術・文化活動の振興を図るため、優れた芸術・文化に触れ合う機会を創出するとともに、文化拠点施設の効果的な活用や様々な活動に関する情報提供を行うなど、より多くの市民が芸術・文化に親しむことのできる環境の整備を進めます。

本市には、彫金分野における重要無形文化財保持者（人間国宝）をはじめ、国指定文化財である石城神社本殿や石城山神籠石、県指定文化財である旧伊藤博文邸や島田人形浄瑠璃芝居など、有形・無形の文化財や史跡、民俗芸能や伝統芸能が多数存在しています。こうした伝統文化や文化財等の保存、有効的な活用とともに、様々な歴史的資源の継承に向けた後継者の育成をはじめ、市民の文化行事等への積極的な参加や子どもたちへの体験機会の充実に努めます。

また、明治維新 150 年を見据え、伊藤博文公の生涯を学び、継承していくため、伊藤公資料館での企画展の開催や周辺環境の整備を進めます。

さらには、市民ホールや文化センター等の文化施設を有効に活用し、各種芸術や文化活動を促進するとともに、施設の適正な維持、管理に努めます。

■ 具体的施策

1 芸術・文化活動の振興と活性化

主な取組み	概 要	担 当
芸術・文化活動に関する情報の提供	市民の芸術・文化活動に対する関心を高めるため、各種芸術・文化活動の情報提供や啓発活動の充実に努めます。	文化・社会教育課
地域における芸術・文化活動の支援	各文化施設等での芸術・文化活動の発表の場の拡充や市民の自主的な芸術・文化活動を支援します。	文化・社会教育課
文化団体等への活動支援	光市文化協会等、文化活動関係団体の育成と活動への支援に努めます。	文化・社会教育課
芸術・文化に触れる機会の充実	市民の芸術・文化交流の場を提供するとともに、質の高い芸術・文化の鑑賞機会を創出します。	文化・社会教育課

2 地域文化の保存・活用・継承

主な取組み	概 要	担 当
文化財・歴史的資源の保存・継承	書籍「未来をひらく 光市の歴史文化」や文化財カルテ等を活用し、保存・継承に努めるとともに、次代を担う子供たちを対象とした出前講座の実施や現地学習の機会を創出し、ふるさとの歴史への誇りや愛着を持てる取組みを推進します。	文化・社会教育課
伝統芸能や祭りの保存・活用・継承	市民と協働で、地域に密着した伝統芸能や祭りの保存・継承を図るとともに、資源のネットワーク化を行い、地域コミュニティの活性化や地域間の人的交流を促進します。	文化・社会教育課
伝統芸能の後継者の育成	地域の特色ある伝統芸能の保存に向けた後継者の育成を図るとともに、次世代の担う子どもたちに、地域の伝統芸能等にふれる機会を創出し、地域の伝統芸能を愛するところを醸成します。	文化・社会教育課

3 伊藤博文公の遺徳継承と資料館の利用促進

主な取組み	概 要	担 当
伊藤博文公遺徳継承事業	伊藤公の生涯や業績を学び、継承していくため、企画展や子ども歴史講座を開催し、伊藤公の遺徳を知る機会の創出に努めます。	文化・社会教育課
資料館における常設展示の充実	資料館が収蔵する資料について整理及び調査を行い、伊藤公の書簡や歴代総理大臣の書をはじめとする定期的な展示替えや、理解促進を図るための解説パネルや資料の充実に努めます。	文化・社会教育課
資料館利用の促進及び連携・強化	資料館を地域観光の拠点施設として、マスコミや旅行業者に向けたパンフレット配布やホームページ更新など、積極的な情報発信を行います。また、市内の関係機関やボランティアサポーターとの連携により、資料館を活用した地域の活性化の推進及び教育的観点から、利用推進を図ります。	文化・社会教育課

4 文化施設の利用促進と環境整備

主な取組み	概 要	担 当
歴史・文化施設等の整備・充実	歴史・文化施設等を効果的に活用し、各種芸術・文化活動を促進するため、良好な維持管理に努めます。 また、市民が芸術・文化活動に関する情報が入手しやすい環境の整備を進めるとともに、施設利用などを促進します。	文化・社会教育課

■ 主な指標

指 標	近 況	目 標 (H33)
文化財の保存活用に携わる市民ボランティア人数	※328 人 (平成 27 年度)	380 人
地域の行事や祭りに参加している人の割合	39.1% 平成 28 年度「まちづくり市民アンケート」結果	44.0%
歴史・文化施設の年間利用者数	※98,652 人 (平成 27 年度)	105,000 人

事業 Pick Up

伝統芸能や祭りの保存・活用・継承

～島田人形浄瑠璃芝居～

島田人形浄瑠璃芝居は、疫病の平癒祈願として祇園社（松浦神社）に詣で奉納したことが始まりとされ、およそ 540 年前の室町時代から受け継がれる光市が誇る伝統芸能です。毎年 8 月 4 日及び 5 日の 2 日にわたり奉納上演が実施され、地域文化を目の当たりにする良い機会となっています。



4 生涯を通じて学ぶ意欲と健やかな心と体を育む環境づくりの推進

■ 現状と課題

生涯学習社会の推進は、知識や教養を深め、個人の人生を豊かにするだけでなく、学習を通じた仲間づくりをはじめ、学習成果を活かした地域づくりやまちづくりへの進展など、学びへの意欲と連続性が地域の活性化にもつながることが期待されています。

平成 29 年 3 月に策定した「第 2 次光市生涯学習推進プラン」では、基本方針を「学ぶ・活かす・つながる」と定め、本市の生涯学習施策を総合的、計画的に推進するとともに、施策の推進に向け、生涯学習の拠点施設である生涯学習センターやコミュニティセンターなどの機能のさらなる充実と効率的な活用が求められています。

図書館についても生涯学習の拠点の一つとして、利用者の関心と楽しみに応える多様な図書資料の充実を図るとともに、平成 29 年 3 月に策定した「第 3 次光市子どもの読書活動推進計画」に基づき、幼少期から本に親しむ習慣づくりや子どもを中心とした読書活動支援をはじめ、読書相談を実施するなど、学校図書館やコミュニティセンター等との連携による読書環境の整備・充実に努めています。

また、スポーツの振興を通じて健やかな心と体を育むため、平成 26 年 3 月に策定した「光市スポーツ推進基本計画」に基づき、子どもからお年寄りまでライフステージに応じた生涯スポーツや自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーション活動の推進とともに、誰もが気軽にスポーツに親しみ、関わり、楽しめる、快適なスポーツ環境の充実に努めています。

さらには、子どもたちの健康の保持増進と心身の健全な発達に資するため、安全・安心で栄養バランス・多様性に配慮した学校給食を提供するとともに、食育の積極的な推進にも努めています。

基本施策 4-1 学ぶ・活かす・つながる生涯学習社会の推進

■ 基本施策の方針

「第 2 次光市生涯学習推進プラン」では、基本理念である「夢・笑顔 絆で紡ぐ 学びの『わ』」に基づき、すべての市民が学ぶ楽しさや社会貢献の喜びを感じるとともに、生涯学習の拠点施設となる生涯学習センターやコミュニティセンターなどの機能の充実と効率的な活用を図りながら、様々な学びを通じて仲間や地域の「わ」が広がる循環型学習社会の構築を目指します。

また、生涯学習を通じて、いつでも、どこでも、だれでも「学ぶ」ことができる環境づくりをはじめ、学んだことを「活かす」仕組みづくりや生涯学習を通じた地域コミュニティの活性化により、地域の教育力の向上を図るなど、学びで「つながる」地域づくりを進めることで、学ぶ・活かす・つながる生涯学習社会の推進に努めます。

■ 具体的施策

1 生涯学習の推進

主な取組み	概 要	担 当
第2次光市生涯学習推進プランの推進	「第2次光市生涯学習推進プラン」に基づき、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができ、学んだ成果を活かすことで、まちや地域が活性化する「知の循環型社会」の構築に努めます。	地域づくり推進課
自主的・自発的な生涯学習活動の支援	全ての市民が自主的・自発的に学ぶことができるよう、生涯学習関連情報の効果的な提供や学習相談体制の充実、関連施設の機能強化等に努めます。	地域づくり推進課

2 学習機会の提供、充実

主な取組み	概 要	担 当
生涯学習センターを拠点とした魅力ある学習機会の提供	多様化する市民ニーズや現代的課題に応じた学習活動が行えるよう、関係団体や関係各課と連携し、幅広い学習機会の提供に努めます。	地域づくり推進課
生涯学習講座の充実及び情報提供	体験学習や大学と連携した専門的な講座を開催するなど「個人の要望」と「社会の要請」のバランスを取りながら、多様な学習機会の充実を図ります。 また、生涯学習関連情報誌の発行や市ホームページやSNSを活用するなど、様々な手法による情報の発信に努めます。	地域づくり推進課 文化・社会教育課

3 学習成果の地域づくりへの活用

主な取組み	概 要	担 当
生涯学習サポートバンクの充実	職業・趣味・生活などで身につけた知識や技能を講師や指導者として役立てたいと考えている人の登録を促進するとともに、その活用に努めます。	地域づくり推進課
ふるさと学習の展開	市民と協働しながら、歴史的文化資産の適正な保存と継承・活用を行い、あわせて次世代を担う子どもたちに「ふるさと」を大切に想う心と愛着をもってもらうため、体験学習等の機会充実に努めます。	文化・社会教育課

■ 主な指標

指 標	近 況	目 標 (H33)
「生涯学習の充実」に関する満足度	24.8% 平成 28 年度「まちづくり市民アンケート」結果	32.0%
生涯学習サポートバンク登録者数	個人 60 人 (H28. 12 月末現在) 団体 84 団体 (H28. 12 月末現在)	個人 70 人 団体 90 団体

事業 Pick Up

ふるさと学習の展開

～人間国宝 山本晃氏による市内中学校における特別授業～

多様な文化財や歴史的資源を後世に継承するとともに、ふるさとへの誇りや愛着を持てる機運の醸成を図るため、体験学習や講座等を開催し、子どもたちに地域の伝統にふれる機会を創出します。

平成 28 年 9 月 27 日（火）には、光井中学校で、平成 26 年に重要無形文化財保持者（人間国宝）に認定された山本晃さんによる「特別授業」を行いました。

授業では金工の道を志した理由や彫金技法の説明のほか、作品を鑑賞する生徒に直接解説されるなど、生徒は優れた芸術に触れるとともに、将来を見つめる時間となりました。



基本施策 4-2 市民の身近にある学びと憩いの拠点を目指した図書館機能の充実

■ 基本施策の方針

光市立図書館は、重要な生涯学習の拠点の一つとして、利用者の関心と楽しみに応える多様な図書資料を収集するなど、図書館機能の向上を図り、利用しやすく親しみやすい図書館サービスに努めます。

また、図書館協議会委員の知見を活用し、市民との協働による図書館運営を推進するとともに、将来的な図書館整備のあり方についても検討します。

さらには、「第3次光市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校等が互い連携し、社会全体で子どもの自主的な読書活動を推進するなど、「市民図書館」「コンシェルジュ図書館」「子どもの読書活動支援図書館」「スローライフ図書館」の実現に向けた施策を展開します。

■ 具体的施策

1 市民参画による図書館の運営

主な取組み	概 要	担 当
ボランティアとの協働	ボランティアの育成、資質の向上を図り、図書館まつりなどの各種事業を協働して実施します。	図 書 館
図書館協議会の開催	図書館協議会の意見を踏まえ、市民との協働による図書館運営を推進します。	図 書 館
図書館整備のあり方の検討	開館 40 年を経過し、今後の市立図書館整備の望ましいあり方について検討を行います。	図 書 館

2 図書館サービスの充実

主な取組み	概 要	担 当
図書資料の充実	利用者の関心と楽しみに応える多様な図書資料の充実を図ります。	図 書 館
利用者サービスの充実	インターネットによる図書検索・貸出予約や、SNSを活用した情報発信など、利用者サービスの充実に努めます。	図 書 館
図書館職員の資質の向上	各種研修会に積極的に参加し、市民のニーズに的確に応えるため職員の資質向上に努めます。	図 書 館

3 子ども読書活動の支援

主な取組み	概 要	担 当
第3次光市子どもの読書活動推進計画の推進	子どもの自主的な読書活動に取り組むとともに、家庭、地域、学校等と連携し、計画の推進に努めます。	図 書 館
子どもの読書活動推進のための体制づくり	子どもの読書活動推進計画庁内委員会を中心に、事業の進捗や課題を共有し、取組み状況の点検・評価を行います。	図 書 館

4 自然豊かで親しみのある環境の整備

主な取組み	概 要	担 当
図書館周辺の環境整備	自然豊かで親しみのあるスローライフ図書館を実現するため、ボランティアと協働して花壇などの環境の整備に努めます。	図 書 館

■ 主な指標

指 標	近 況	目 標 (H33)
図書館入館者数	※90,274 人 (平成 27 年度)	95,000 人
貸出密度(貸出点数/人口)	※5.2 点 (平成 27 年度)	5.4 点
児童書貸出冊数	※88,351 冊 (平成 27 年度)	91,000 冊

基本施策 4-3 生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しめる環境の充実

■ 基本施策の方針

スポーツは、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しみ、関われるものであり、心身の健康保持や体力づくりを図ることはもとより、青少年の健全育成や地域コミュニティの交流と活性化など、様々な形で市民生活の充実を図る機会を与えてくれます。

競技スポーツに限らず、レクリエーションスポーツなど、市民それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動の普及、推進を図るとともに、スポーツを通じて喜びや感動、絆やつながりを共有できる、心豊かな地域、生涯スポーツ社会を目指します。

また、指導者をはじめスポーツ団体の育成に努めるとともに、スポーツが生活の中で身近なものに感じられる環境づくりを推進します。

■ 具体的施策

1 スポーツに親しみ、楽しめる環境の充実

主な取組み	概 要	担 当
光市スポーツ推進基本計画の推進	スポーツ活動を推進することで、スポーツの特性を活かし心身の健康の向上を図るとともに、地域や人の交流を促し、元気で心豊かな人づくりや活力あるまちづくりを目指します。	体 育 課

2 生涯スポーツの推進

主な取組み	概 要	担 当
ライフステージに応じたスポーツやレクリエーション活動の普及と推進	スポーツの楽しさを覚える幼少期から、競技スポーツとして取り組む小中高校生、青年期から壮年に向けての継続性や運動機能の維持を図る高齢期の活動など、年代ごとにスポーツに親しむ環境の醸成に努めます。	体 育 課
地域スポーツ活動の支援、推進	地域スポーツの中核となるコミュニティセンターと連携し、自主的なクラブ活動とともに、青少年の健全育成や高齢者、障害者のスポーツ活動を推進します。	体 育 課
総合型地域スポーツクラブの育成、支援	総合型地域スポーツクラブの特性を活かした柔軟なスポーツ活動の推進と育成、支援に努めます。	体 育 課
各種スポーツイベント等の開催	多くの人々がスポーツを身近に感じられるスポーツイベントの開催と内容の充実を図るとともに、その情報発信に努めます。	体 育 課

3 競技スポーツの推進

主な取組み	概 要	担 当
競技力向上に向けた支援	体育協会を中心に、学校や企業、競技団体との連携を図り、国体や県大会など上位大会参加や競技力向上への支援とともに優秀な選手を表彰することで、競技スポーツの周知と地域活力の醸成を図ります。 また、児童生徒への競技の正しい知識と理解をはじめ、競技力の向上に向けた素地を養うため、各種調査の結果や分析とともに、バランスのとれた体力の向上を図ります。	体 育 課 学校教育課
指導者の育成と活用	スポーツ少年団や学校クラブ活動、企業を中心とするクラブ活動の活性化には、それぞれ専門的知識を持った指導者が不可欠であることから、指導者の発掘育成とともに研修等のキャリアアップの充実を図ります。	体 育 課
競技スポーツ選手の育成	体育協会を中心に、学校や企業、クラブの競技団体等と連携を図り、競技に関する情報提供や専門家の協力を得ながら、選手の育成と競技力向上を図ります。	体 育 課

4 スポーツ振興組織の充実と強化

主な取組み	概 要	担 当
スポーツ関係団体の支援、育成	スポーツ推進委員協議会、体育協会やその加盟団体や総合型地域スポーツクラブなど様々なカテゴリーに沿ったスポーツ活動に対しての育成を図るとともに、必要に応じた支援に努めます。	体 育 課
各種組織の充実と加盟団体の育成、強化	スポーツ活動は、地域の交流や活性化に大きな役割を果たしてきました。スポーツを取り巻く情勢の変化に対応できるよう、団体間の連携を図るとともに、各組織体制の充実と育成強化に努めます。	体 育 課

5 体育施設の活用と充実

主な取組み	概 要	担 当
施設管理の充実	指定管理者との連携をはじめ、既存施設の適切な維持管理に向けた施設の整備・活用により、安全で快適なスポーツ活動の場の提供に努めます。	体 育 課
学校体育施設の開放	地域におけるスポーツ活動の場として、多くの市民が効率的に利用できるよう情報提供とともに、学校と連携により、安全な管理運営に努めます。	体 育 課

■ 主な指標

指 標	近 況	目 標 (H33)
週 1 回以上運動・スポーツをする人の割合	48.3% 平成 28 年度「まちづくり市民アンケート」結果	60.0%以上
体育施設利用者数	※585,880 人 (平成 27 年度)	600,000 人

事業 Pick Up

各種スポーツイベント等の開催

～サンセットビーチラン in Hikari～

スポーツに関する大会や行事の開催を通じて、市民の誰もが気軽にスポーツに親しみ、関わり、楽しめる環境の創出に努めるとともに、特色ある本市の自然環境や資源を積極的に活用したイベント等の充実を図ります。

平成 29 年 7 月 15 日（土）には、白砂青松の虹ヶ浜海岸で、灼熱の砂の上を駆け抜けるイベント「2017 サンセットビーチラン Hikari」を開催しました。県内外から約 100 人の選手が参加し、参加者は、沈む夕日を背に夕方のビーチを駆け抜け、普段走り慣れない砂浜に苦戦しながらも、家族や仲間たちの声援に応え、笑顔でゴールしていました。



基本施策 4-4 子どもたちの健やかな心と体を育む学校給食の充実

■ 基本施策の方針

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしています。さらには、望ましい食習慣の形成や感謝の気持ちの醸成に加え、伝統的な食文化についての理解など、教育的意義も担っています。

しかしながら、学校給食に起因する事故がひとたび発生すれば、児童生徒の健康に、直接重大な影響を与えるため、日頃から、施設の適切な管理・運営に努めるとともに、日常的な衛生管理等を徹底することにより、安全・安心な学校給食の提供に努めます。

また、児童生徒の健やかな心と体を育むうえで必要不可欠な要素として、栄養バランス・多様性に配慮した献立の作成に努めるとともに、子どもたちが学校給食への理解を深め、感謝の気持ちを養うなどの食育を推進するため、学校給食センターでの調理風景の見学や学校給食試食会を開催します。

■ 具体的施策

1 安全・安心な学校給食の提供

主な取組み	概 要	担 当
衛生管理基準及びマニュアルに準じた衛生管理の徹底	安全・安心な学校給食の提供のために、国の定めた衛生管理基準や衛生管理マニュアルに準じた衛生管理の徹底を行います。	学校給食センター
異物混入や食中毒等の事故防止	安全・安心な学校給食の提供のために、学校給食センターをはじめ食材納入業者、調理等委託業者が情報を共有し、事故の未然防止に努めます。	学校給食センター
学校給食危機管理マニュアルに基づく対応	安全・安心な学校給食の提供のために、学校給食危機管理マニュアルに基づく事故の未然防止や事故対応を行います。	学校給食センター
アレルギー対応	食物アレルギーを持つ児童生徒に対応するため、学校給食センターで材料から調理する料理品について、原因アレルゲン（乳及び卵（鶏卵・うずら卵））を調理過程で除いた除去食の提供や、乳などの原因アレルギーを使用しない調理品の開発に努めます。	学校給食センター

2 栄養バランス・多様性に配慮した学校給食の提供

主な取組み	概 要	担 当
栄養バランス・多様性に配慮した学校給食の提供	児童生徒に必要な栄養量など栄養バランスに配慮するとともに、行事食や季節の食材を活用した料理、世界の料理など多様性にも配慮した学校給食の提供を行います。	学校給食センター

3 食育の推進

主な取組み	概 要	担 当
学校給食における地産地消の推進（再掲）	地域の産物への理解や感謝の気持ちを育むなどの食育の推進を図るため、地場産食材の積極的な使用に努めます。	学校給食センター
食育指導の充実	学校給食を活用した食育指導は、家庭での食育にもつながる重要な役割を担っていることから、栄養教諭及び栄養士による学校訪問の充実とともに、学校給食センターでの調理風景の見学などを通じて食育指導の充実を図ります。 また、給食時間や各教科等の多様な場面を活用するなど、体系的かつ継続的に推進できる組織づくりを行います。	学校給食センター 学校教育課

4 長期的な安定運営

主な取組み	概 要	担 当
効果的・効率的な施設運営	定期的な機器メンテナンスに加え、職員による日常点検により、施設を良好な状態に保つとともに、民間事業者の高い技術力や知識・経験を活かした学校給食の質の更なる向上を図るなど、効果的・効率的な施設運営に努めます。	学校給食センター

■ 主な指標

指 標	近 況	目 標 (H33)
給食停止日数	※0 日 (平成 27 年度)	0 日
学校給食で提供した主菜、副菜等の料理数	※381 品 (平成 27 年度)	390 品
光市産食材の使用率	※22.4% (平成 27 年度)	30.0%

事業 Pick Up

食育指導の充実

～学校給食センターでの食育指導～

学校給食センターでは、学校給食を生きた教材として活用するために、学校給食センターでの調理風景を子どもたちに見学してもらい、食育の指導を行っています。

また、市民を対象に、学校給食センターで学校給食を試食することにより、学校給食への理解を深め、食育の推進を図っています。



5 安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

■ 現状と課題

小中学校は、児童生徒が日々集う「学びと育ちの拠点」であるとともに、コミュニティ・スクールを中心とした地域住民との交流の場所でもあります。また、災害や緊急時には地域の避難場所となる「防災の拠点」としての役割も担うなど、地域とともにある学校づくりのさらなる進化が求められています。

こうした考えのもと、安全・安心な学校施設、質の高い教育環境の実現を目指すため、平成26年度には、校舎及び体育館の耐震化率100%を県内でも早期に実現するとともに、翌年度には大規模空間を有する体育館及び武道場の非構造部材の耐震化を完了するなど、学校施設の安全・安心対策を最優先に実施してきました。

今後は、安全・安心対策に加え、児童生徒の快適な教育環境づくりに取り組むとともに、少子化が進行するなか、魅力ある新たな学校像の実現に向け、学校の将来の在り方について「光市立学校の将来の在り方に関する基本構想」をもとに、具体的な検討を進めます。

さらには、経済的な理由により、教育を受ける機会を逸することがないように、継続して就学支援にも取り組んでいきます。

基本施策5-1 安全・安心な教育環境の整備・充実

■ 基本施策の方針

ハード面においては、安全・安心な学校施設等の整備をはじめ、施設の安全性・快適性を確保するため、引き続き、屋上防水等工事やトイレの改修工事など、老朽化した施設の補修及び環境改善を計画的に実施します。

ソフト面においては、日常の児童生徒の安全・安心を確保するため、通学路の安全点検等をはじめ、地域や保護者も含めた継続的な安全教育や指導体制を構築するなど、地域と一体となった児童生徒の見守り活動等を推進します。

■ 具体的施策

1 安全・安心な学校施設等の整備

主な取組み	概 要	担 当
施設の安全性・快適性の確保	屋上防水及びバルコニー手摺りや外壁補修等、老朽化した施設の改修を計画的に実施するとともに、老朽化したトイレの洋式化に向けた改修工事を実施します。また、必要に応じて随時、施設の補修等行います。	教育総務課

2 児童生徒の安全・安心の確保

主な取り組み	概 要	担 当
通学路の安全点検等の実施	通学路の安全点検等を推進するとともに、児童生徒や保護者への継続的な安全教育や指導の展開とともに、地域と一体となった見守り活動や交通安全活動を推進します。	学校教育課
継続的な安全教育や指導の展開	学校安全計画や危機管理マニュアルに基づき、安全確保に万全を期すとともに、児童生徒の安全意識の向上と危機対応力を強化させるための指導を行います。	学校教育課

■ 主な指標

指 標	近 況	目 標 (H33)
洋式トイレの設置率	平成 28 年 4 月 1 日現在 10.0% ・全国平均 43.3% ・山口県平均 26.7%	30%以上
通学路の安全点検の実施回数	※ 4 回実施 (平成 27 年度)	9 回

事業 Pick Up

施設の安全性・快適性の確保

～屋上防水等工事～

学校施設は、児童生徒の「学びの拠点」であると同時に、災害時等には緊急避難場所としての「防災の拠点」でもあります。こうした施設の安全性や快適性を確保するため、屋上防水工事や手摺り等の改修工事をはじめ、老朽化したトイレ改修を実施するなど、環境改善に努めています。



基本施策 5-2 学習に集中できる質の高い教育環境の整備・充実

■ 基本施策の方針

質の高い教育環境のもとで学習に集中できる快適な学習機会が得られるよう、学校管理備品をはじめ、学習教材や学校図書、義務教育教材など教育振興備品の充実を図るなど、効率的、効果的な授業を実践するとともに、ICTを活用した教育環境の整備や学校図書の充実を図るため、学校図書館図書標準の達成にも努めます。

また、学校の適正規模・適正配置をはじめ、教育環境の充実や教育力の維持・向上の観点を踏まえて策定した「光市立学校の将来の在り方に関する基本構想」に基づき、関係団体や地域の方、保護者の意見等幅広く聴取しながら、魅力ある新たな学校像について、議論を進めます。

さらには、経済的理由に左右されることなく、等しく学習の機会が得られるよう、引き続き就学支援を実施することで、学習に集中できる教育環境の整備・充実に努めます。

■ 具体的施策

1 将来に向けた教育環境の整備

主な取組み	概 要	担 当
光市立学校の将来の在り方の総合的な検討	平成 30 年 3 月に策定した「光市立学校の将来の在り方に関する基本構想」に基づき、魅力ある新たな学校像について検討します。	教育総務課

2 快適な教育環境の整備・充実

主な取組み	概 要	担 当
学校管理備品等の充実	耐用年数等を考慮して管理備品を整理するとともに、必要に応じて更新するなど、児童生徒が安心して学習に集中できる環境整備に努めます。	教育総務課
学校教育振興備品等の充実	児童生徒が授業に集中できるよう、また、教職員も質の高い授業を実践できるよう、授業に必要な教育振興備品を整備するとともに、学校図書の充実に努めるなど、児童生徒の学力向上に努めます。	教育総務課
ICTを活用した教育環境の整備・充実	近年の技術の進展に伴い、情報活用能力の育成と学習目標の達成に資するため、ICTを活用した教育環境を整備することで、効率的、創造的な教育の推進に努めます。	教育総務課

3 就学の支援

主な取組み	概 要	担 当
就学援助・特別支援 教育就学奨励事業	経済的な理由により、学習機会を逸することがないよう、必要に応じて、学用品費をはじめ給食費や修学旅行費など、就学に必要な支援を継続的に実施します。	教育総務課
奨学金等による就 学支援（再掲）	向学心に富み、有能な資質を有するにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な生徒に、学資の貸付を行います。	学校教育課 教育総務課

■ 主な指標

指 標	近 況	目 標 (H33)
学校図書館図書標準の達成度	※102.6%（小中計） (平成 27 年度)	100%以上
奨学生認定人数	※27 人 (平成 27 年度)	30 人

事業 Pick Up

光市立学校の将来の在り方の総合的な検討

～光市立学校の将来の在り方検討会議～

子どもたちにとって魅力ある学校の在り方を導き出すとともに、義務教育の更なる質的向上を目指した学校づくりを推進するため、光市立学校の将来の在り方検討会議を設置し、平成 28 年 8 月より、6 回に渡って会議を開催し、将来の学校像について活発な意見交換が行われました。



第4章 計画の推進に向けて

1 連携と協働による推進

本計画を実現するにあたっては、教育関係者はもとより、多くの市民に本計画の趣旨や取組内容について理解を図ることが重要です。

そのため、計画内容について広く周知するとともに、教育に関する様々な情報の積極的な発信をとおして、市民一人ひとりの教育に関する意識を高め、学校・家庭・地域、行政の綿密な連携・協働をとおして、施策の円滑な推進を図ります。

また、未来を担う子どもたちの育成においては、学校・家庭・地域が、本市が目指す「光っ子」の具体的な「すがた」を共有し、それぞれが適切な役割と責任を果たしつつ、連携・協働による社会総掛かりでの教育の実現をとおして、施策の推進に取り組みます。

さらに、教育に関わる施策は、教育委員会をはじめ、子ども家庭課、健康増進課、地域づくり推進課など市長部局の関係課も含んでいることから、各組織の連携を図り、施策の横断的、総合的な推進に努めていきます。

2 進行管理

本計画を効果的かつ着実に実施するには、計画に掲げた施策や主な取組みについて、定期的に進行状況の点検と評価を行う必要があります。

施策の点検・評価については、PDCAサイクル（Plan：計画 → Do：実施 → Check：点検・評価 → Action：改善）に基づいて行い、本計画に示す目標値の達成度合いを規準に、必要な改善策を検討して新たな施策に結び付け、実効性のある計画の推進に努めます。

資 料 編

- 1 光市教育大綱
- 2 光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱・委員名簿
- 3 光市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱
- 4 光市教育振興基本計画策定経過

光市教育大綱



平成 29 年 3 月
光 市

夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成を目指して

光市では、このたび、20年後の将来像「ゆたかな社会～やさしさひろがる 幸せ実感都市 ひかり～」を展望する「第2次光市総合計画」を策定し、人口減少下においても、誰もが「幸せ」や「満足」を心から実感できる「ゆたかな社会」の実現に向けた取組みを加速させていくこととしました。

こうした中、ふるさとへの誇りと愛着、高い志をもった人材育成への教育が果たす役割は大きく、わがまちの大切な「宝」、未来を照らす「希望の光」である子どもたちのゆたかな人間性を育み可能性を高めるために、質の高い教育の提供をはじめ、社会の発展に寄与できる「ひとづくり」や人と人との「絆づくり」が、今、改めて期待されています。

本大綱は、光市総合教育会議において協議・調整を重ね、教育委員をはじめ多くの皆様とともに英知を結集して創り上げた、未来を託すことになる子どもたちに向けた光市教育の羅針盤です。今後は本大綱に基づき、「連携と協働で育む 光の教育」という基本理念のもと、『夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成』を進めてまいります。

終わりに、策定にあたり様々な貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

光市長



目 次

第1章 大綱の策定について

1 策定の背景と趣旨	1
2 位置付け	2
3 計画期間	2

第2章 光市が進める教育について

1 教育理念	3
2 教育目標	3
3 「光っ子」のすがた	4
4 基本目標	5
5 「教育ブランドひかり」の創造	6
6 概要図	7

第1章 大綱の策定について

1 策定の背景と趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地方教育行政法」という。）の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、同法第1条の3の規定により、地方公共団体の長（以下「市長」という。）は、教育基本法第17条第1項の規定に基づき政府が策定する教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌した上で、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、地方教育行政法第1条の4第1項に定める、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議・調整した上で策定するものです。

光市では、制度改正に基づき設置した光市総合教育会議において協議・調整を重ね、このたび、本市の教育の振興に関する施策の根本となる「光市教育大綱」を策定しました。

今後は、本大綱に基づき、市長と教育委員会が一層連携して、本市の教育行政を総合的に推進してまいります。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋） （大綱の策定等）

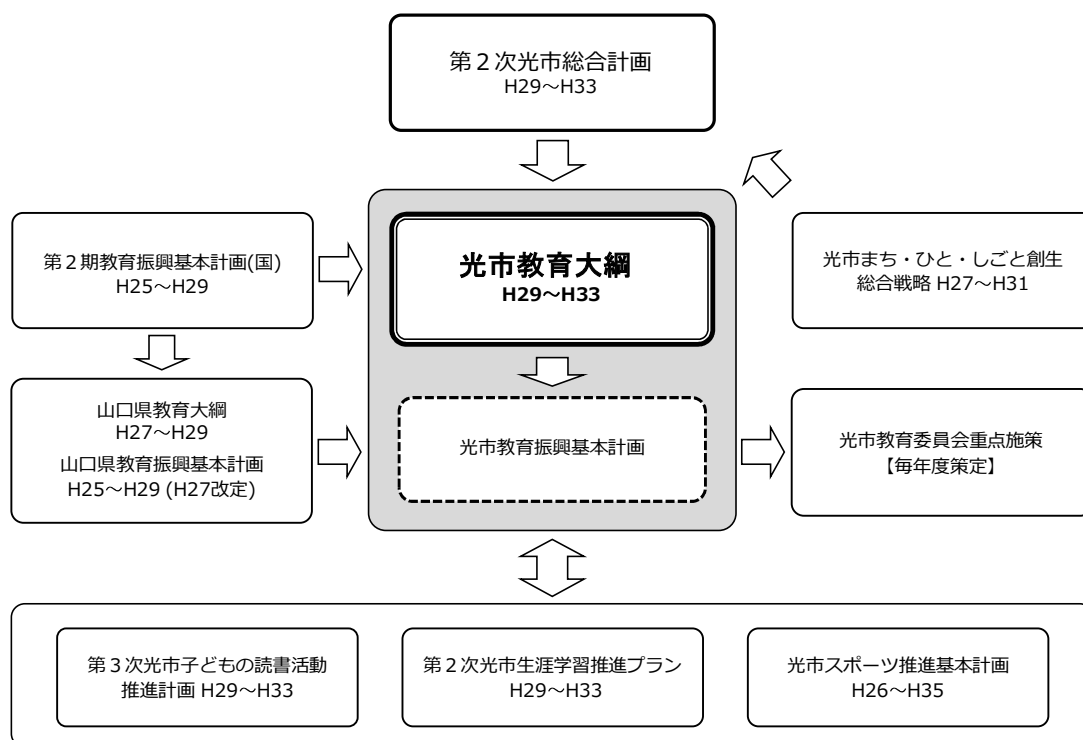
- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○ 教育基本法（抜粋） （教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 位置付け

本大綱は、光市が目指すこれからの教育の理念と取組方針を定めるものです。国の第2期教育振興基本計画の基本的な方針を参酌するとともに、山口県教育振興基本計画を参考にしつつ、本市の最上位計画である第2次光市総合計画を勘案し、本市教育の根幹となる基本理念、教育目標や基本目標等、進むべき施策の方向性を示します。また、今後策定を予定している「光市教育振興基本計画」の中核をなすものです。



3 計画期間

本大綱が対象とする期間は、平成29年度を始期、平成33年度を終期とする5年間としますが、国、県及び市の計画変更並びに今後の社会情勢の動向等を踏まえ、適宜見直していくこととします。

第2章 光市が進める教育について

1 教育理念

連携と協働で育む 光の教育

光市は、第2次光市総合計画において、まちづくりの20年後の将来像「ゆたかな社会 ～やさしさひろがる 幸せ実感都市 ひかり～」を展望し、市民一人ひとりが自らの創造性を発揮しながら生き生きとした生活を享受することができ、心から「幸せ」を実感してあらゆるところに人々の笑顔があふれる「ゆたかな社会」の実現に向けた歩みを進めていきます。

まちづくりの原点は人づくりからの基本を踏まえ、近年の少子高齢化の急速な進行をはじめ、めまぐるしく変わる社会情勢の中で、安心して子どもを産み育てやすいまちづくりを進めるため、その実現において教育の働きは極めて重要です。

本市では、幼保・小・中学校の連携による15歳までを見通した「学び」と「育ち」をつなぐ“縦の連携”と、すべての公立小中学校がコミュニティ・スクールとして、学校、家庭、地域が一体となった“横の連携”を両輪として、同時進行による連携・協働を重視した教育を展開しています。

こうした中、さらなる連携・協働の視点をもち社会総掛かりによる人づくりの実現を図るべく、本市における教育理念を「連携と協働で育む 光の教育」として掲げ、教育の振興を図ります。

2 教育目標

夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成

ふるさと光市の未来を担う人づくりを進めるにあたり、教育理念を踏まえ、光市をこよなく愛し夢や希望に向かって一人ひとりがひかり輝き、心ゆたかにたくましく生き抜く人々の育成を目指し、教育目標を『夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成』として、総合的に教育施策を推進します。

3 「光っ子」のすがた

教育目標の実現にあたり、「光っ子」のすがたとして、次の3つの目標像に向けた人づくりを進めます。

教育目標

夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成

「光っ子」のすがた

● 知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人とつながりながら社会を生き抜く人

今日の変化の激しい社会を自立的に生きるために必要な「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「知・徳・体」の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人と関わりながら社会の一員としての自覚を高め、たくましく生きる人

● ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点に立って夢に挑戦する人

ふるさと光市の文化・自然を愛し、多彩な芸術・文化活動をとおして、国際感覚豊かに幅広い視野で考え行動し、自らの夢の実現に向かって挑戦する人

● 生涯にわたり学ぶ意欲に満ち、スポーツに親しみ健やかで社会に貢献する人

生涯を通じて楽しく学び、自らを高めるとともに、心身ともに健康で生き生きと暮らし、学んだ知識や経験を主体的に地域などで活かしながら多様な人々をつなぐ人

4 基本目標

教育理念及び教育目標を踏まえ、教育施策を実施するにあたり、次の5つの基本目標を教育行政推進上の柱として掲げ、その実現を図ります。

基本目標 1

「生きる力」を育む地域ぐるみの教育の推進

基本目標 2

絆を育む つながりをとおした家庭教育支援の推進

基本目標 3

ゆたかな心と郷土愛を育む教育の推進

基本目標 4

生涯を通じて学ぶ意欲と健やかな心と体を育む環境づくりの推進

基本目標 5

安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

5 「教育ブランドひかり」の創造

基本目標の実現に向けた諸施策を進めるにあたり、ふるさと光市の将来を担う子どもたちの教育を中心として、重点的に取り組む光市ならではの教育戦略を「教育ブランドひかり」と名付け、次の6つの取組をとおして、教育の光ブランドを創出します。

1

人と人とのつながりをとおして ゆたかな心を育む教育の推進

学校、家庭、地域における様々な人と人とのつながりや多様な体験活動をとおして、コミュニケーション力や人間関係調整力等の育成を図るとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができ、人を尊ぶ子どもを育てます。

2

学力向上を目指すチーム光による授業づくり「ラーニング光」の実践

コミュニティ・スクールや学校間・校種間連携を基盤としたチーム光による、主体的・協働的な学びを重視した新たな学習スタイル「ラーニング光」の開発・実践をとおして、子どもたちが課題を発見し協働的に課題を解決する子ども主体の授業づくりの基盤を確立し、学力の向上を図ります。

3

コミュニケーション能力の育成を目指す英語教育「イングリッシュプラン光」の実践

小・中学校の学びの連続性を活かした英語教育「イングリッシュプラン光」のカリキュラム開発・実践をとおして、グローバル化の進展に対応する英語学習を構築し、子どもたちが英語を積極的に使おうとする態度や英語を用いたコミュニケーション能力の育成を図ります。

4

光市の美しさ 魅力 未来の輝きに迫る「光市民学」の開発と活用

小・中学校の教科、領域を横断したカリキュラムとして、光を探究する学び「光市民学」の開発・活用をとおして、光市の未来を切り拓き、その素晴らしさを発信できる子どもの育成を図ります。

5

地域とともにある次世代型コミュニティ・スクールの推進

「15歳は地域の担い手」を合い言葉に、学校、家庭、地域が連携・協働し、社会総掛かりの教育の実現を図るため、学校が地域社会の中で役割を果たし、地域とともに発展していく活力ある学校づくりを推進します。

6

「学び」や「育ち」を支える小中一貫教育へのアプローチ

適正規模・適正配置や教育環境の充実、教育力の維持向上などの観点から、光市立小・中学校の将来の在り方について検討し、義務教育のさらなる質的向上を図る学校づくりを推進します。

6 概要図

光市の教育

教育理念「連携と協働で育む 光の教育」

教育目標「夢と希望にあふれ 未来へ輝く『光っ子』の育成」

「光っ子」の
すがた

- 知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人とつながりながら社会を生き抜く人
- ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点に立って夢に挑戦する人
- 生涯にわたり学ぶ意欲に満ち、スポーツに親しみ健やかで社会に貢献する人

基本目標 1

「生きる力」を育む地域ぐるみの教育の推進

基本目標 2

絆を育む つながりをととした家庭教育支援の推進

基本目標 3

ゆたかな心と郷土愛を育む教育の推進

基本目標 4

生涯を通じて学ぶ意欲と健やかな心と体を育む環境づくりの推進

基本目標 5

安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

「教育ブランドひかり」の創造

1 人と人とのつながりをととして ゆたかな心を育む教育の推進

学校、家庭、地域における様々な人と人とのつながりや多様な体験活動をととして、コミュニケーション力や人間関係調整力等の育成を図るとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができ、人を尊ぶ子どもを育てます。

2 学力向上を目指すチーム光による授業づくり「ラーニング光」の実践

コミュニティ・スクールや学校間・校種間連携を基盤としたチーム光による、主体的・協働的な学びを重視した新たな学習スタイル「ラーニング光」の開発・実践をととして、子どもたちが課題を発見し協働的に課題を解決する子ども主体の授業づくりの基盤を確立し、学力の向上を図ります。

3 コミュニケーション能力の育成を目指す英語教育「イングリッシュプラン光」の実践

小・中学校の学びの連続性を活かした英語教育「イングリッシュプラン光」のカリキュラム開発・実践をととして、グローバル化の進展に対応する英語学習を構築し、子どもたちが英語を積極的に使おうとする態度や英語を用いたコミュニケーション能力の育成を図ります。

4 光市の美しさ 魅力 未来の輝きに迫る「光市民学」の開発と活用

小・中学校の教科、領域を横断したカリキュラムとして、光を探究する学び「光市民学」の開発・活用をととして、光市の未来を切り拓き、その素晴らしさを発信できる子どもの育成を図ります。

5 地域とともにある次世代型コミュニティ・スクールの推進

「15歳は地域の担い手」を合い言葉に、学校、家庭、地域が連携・協働し、社会総掛かりの教育の実現を図るため、学校が地域社会の中で役割を果たし、地域とともに発展していく活力ある学校づくりを推進します。

6 「学び」や「育ち」を支える小中一貫教育へのアプローチ

適正規模・適正配置や教育環境の充実、教育力の維持向上などの観点から、光市立小・中学校の将来の在り方について検討し、義務教育のさらなる質的向上を図る学校づくりを推進します。

★「教育ブランドひかり」は、ふるさと光市の将来を担う子どもたちの教育を中心として、重点的に取り組む光市ならではの教育戦略をととして、教育の光ブランドを創出するキーワードです。

2 光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱・委員名簿

平成29年4月25日
教育委員会告示第3号

光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく光市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、広く市民等の意見を反映させるため、光市教育振興基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関し意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項について協議すること。

(組織)

第3条 懇話会は、13人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育に関する有識者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 学校運営協議会の委員
- (4) 社会教育関係者
- (5) 教育関係団体等の代表者
- (6) 公募により選出された者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、基本計画の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長が指名する委員をもってこれを定める。

2 会長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月25日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、第4条に規定する基本計画の策定が完了する日限り、その効力を失う。

光市教育振興基本計画策定懇話会委員名簿		
区 分	氏 名	役 職 等
教育に関する有識者	村上 博	光市教育開発研究所 主任研究員
学校教育関係者	古谷 友伯	室積小学校 校長
学校教育関係者	吉本 そのみ	光井中学校 校長
学校教育関係者	細田 直子	光市私立幼稚園協会 代表（聖光幼稚園 園長）
学校運営協議会の委員	宮尾 智義	大和中学校 学校運営協議会 会長
学校運営協議会の委員	山本 俊男	島田小学校 学校運営協議会 会長
社会教育関係者	岩崎 英二	光市小中学校PTA連合会 会長
社会教育関係者	川津 勝徳	光市文化協会 事務局長
教育関係団体等の代表者	林 徳人	光市スポーツ推進委員協議会 会長
教育関係団体等の代表者	天野 加代子	光市食生活改善推進協議会 会長
公募により選出された者	福島 雅美子	
公募により選出された者	魚谷 美穂	

3 光市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱

平成29年4月25日
教育委員会訓令第4号

光市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく光市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、光市教育振興基本計画策定庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる課等の職員のうちから教育委員会が任命する者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 政策企画部企画調整課
- (2) 市民部地域づくり推進課
- (3) 福祉保健部子ども家庭課
- (4) 福祉保健部健康増進課
- (5) 教育委員会事務局教育総務課
- (6) 教育委員会事務局学校教育課
- (7) 教育委員会事務局人権教育課
- (8) 教育委員会事務局文化・社会教育課
- (9) 教育委員会事務局体育課
- (10) 図書館
- (11) 学校給食センター

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から、基本計画の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。
(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年4月25日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 この訓令の施行後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。
(この訓令の失効)
- 3 この訓令は、第4条に規定する基本計画の策定が完了する日限り、その効力を失う。

4 光市教育振興基本計画策定経過

会議等の名称	開催日	内 容
第1回庁内委員会	平成29年6月5日	・ 任命書の交付、会長及び副会長の選出 ・ 光市教育振興基本計画の策定について ・ 光市教育大綱について ・ 光市教育振興基本計画(骨子)について
第1回策定懇話会	平成29年7月14日	・ 委嘱状の交付、会長及び副会長の選出 ・ 光市教育振興基本計画の策定について ・ 光市教育大綱について ・ 光市教育振興基本計画(骨子)について
第2回庁内委員会	平成29年8月30日	・ 光市教育振興基本計画(案)について
第2回策定懇話会	平成29年 月 日	
第3回庁内委員会	平成30年 月 日	
第3回策定懇話会	平成30年 月 日	

